

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第49期（自2020年4月1日至2021年3月31日）
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 義孝
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡邊 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【電話番号】	03(3462)8011(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 渡邊 誠一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	(千円)	-	-	-	-	829,929
(うち受取手数料)		(-)	(-)	(-)	(-)	(682,798)
経常損失()	(千円)	-	-	-	-	1,370,947
親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	-	-	-	-	996,135
包括利益	(千円)	-	-	-	-	902,228
純資産額	(千円)	-	-	-	-	5,501,802
総資産額	(千円)	-	-	-	-	9,763,869
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	285.25
1株当たり当期純損失()	(円)	-	-	-	-	60.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	56.3
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	17.5
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	2,204,639
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	195,561
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	79,195
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	-	-	-	-	1,888,940
従業員数	(人)	-	-	-	-	73

- (注) 1. 第49期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
3. 第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第49期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益(注2) (うち受取手数料)	(千円) 4,023,999 (3,916,736)	4,074,876 (3,955,546)	3,538,149 (3,394,152)	4,626,312 (4,324,672)	551,562 (418,351)
経常利益 又は経常損失()	(千円) 279,141	393,204	108,520	1,129,109	1,293,871
当期純利益又は当期純損失()	(千円) 627,279	347,848	72,962	737,878	989,840
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円) -	-	-	-	-
資本金	(千円) 2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,693,150	2,979,975
発行済株式総数	(千株) 16,227	16,227	16,227	16,227	20,077
純資産額	(千円) 4,715,695	5,065,127	5,134,317	5,901,287	5,501,802
総資産額	(千円) 23,463,017	23,119,329	18,373,520	19,641,898	5,967,840
1株当たり純資産額	(円) 309.28	332.20	336.74	382.28	285.25
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) - (円) (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失()	(円) 40.90	22.81	4.79	47.92	59.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円) -	-	-	-	-
自己資本比率	(%) 20.1	21.9	27.9	30.0	92.2
(修正自己資本比率(注3))	(%) (62.2)	(52.2)	(70.9)	(0.3)	(92.7)
自己資本利益率	(%) 12.0	7.1	1.4	13.4	17.4
株価収益率(注5)	(倍) -	9.0	32.6	3.6	-
配当性向(注6)	(%) -	-	-	10.4	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円) 85,258	6,091	27,153	1,358,802	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円) 28,598	15,039	11,067	112,698	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円) 382,000	16,411	7,825	25,265	-
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円) 2,500,011	2,504,075	2,480,686	3,977,215	-
従業員数	(人) 329	286	258	245	37
委託者資産保全措置率(注6)	(%) -	-	-	-	-
純資産額規制比率(注7)	(%) 381.5	443.0	513.2	587.8	581.0
株主総利回り	(%) 71.9	54.8	41.7	47.6	49.5
(比較指標: TOPIX(東証株価指数))	(%) (112.3)	(127.4)	(118.1)	(104.1)	(145.0)
最高株価	(円) 377	278	267	449	353
最低株価	(円) 266	190	107	135	137

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = \frac{\text{純資産額}}{\text{総資産額}} \times 100$$

(委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

4. 第45期と第49期の株価収益率は、当期純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。

5. 第45期から第47期と第49期は無配であるため、配当性向を記載しておりません。

6. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \frac{\text{委託者資産保全措置額}}{\text{保全対象財産額}} \times 100$$

(商品先物取引業者である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額)

なお、第45期以降の委託者資産保全措置率は、保全対象財産額がないため記載しておりません。

7. 純資産額規制比率は、商品先物取引法の規定に基づき同施行規則の定めにより算出したものであります。

8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

9. 第49期より連結財務諸表を作成しているため、第49期以降の持分法を適用した場合の投資利益または投資損失の金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1972年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社の新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置、大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生絲取引所、大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得
1973年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設
1976年8月	商品取引啓蒙を目的とした商品取引広報センター<ピスク>を開設
1979年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を取得
1980年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置
1980年6月	本店を渋谷支店に移転（大阪本店は大阪支店となる）
1981年6月	金地金の現物売買を開始
1982年3月	東京金取引所（現東京商品取引所、貴金属市場）に商品取引員としての許可を取得
1984年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東京工業品取引所設立
1988年3月	総合情報センター（情報サービス部・電算部）を東京都文京区に設置
1988年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得
1990年2月	本店を東京都渋谷区神泉町10番10号に移転
1992年10月	商品ファンド法に基づく第1次許可（運用法人）を取得
1993年12月	名古屋穀物砂糖取引所（農産物市場）に商品取引員の許可を取得 名古屋繊維取引所（綿糸・毛糸市場）会員として加入
1995年1月	神戸ゴム取引所（天然ゴム指数市場）に商品取引員としての許可を取得
1995年5月	関門商品取引所（農産物市場）に商品取引員としての許可を取得
1996年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1997年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得
1999年4月	店頭サービス部を設置し、夜11時まで営業のイレブンサービスを開始
2000年7月	店頭外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売を開始
2002年4月	あしたば商品株式会社を吸収合併（本社を含め、18事業所を展開）
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年4月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける
2005年7月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第20号）
2005年10月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）のホームトレード開始
2005年12月	増資により資本金を26億9,315万円に変更
2006年8月	当社の1単元の株式数を1,000株から100株に引き下げる
2007年8月	本店を東京都渋谷区神泉町9番1号に移転
2007年9月	金融商品取引法施行により関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第279号）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2016年3月	店頭外国為替証拠金取引（チャレンジャー）事業の廃止による金融商品取引業の登録抹消
2020年5月	株式会社オウケイウェイヴからOKプレミア証券株式会社の全株式を取得
2020年7月	商品先物取引事業の一部事業を日産証券株式会社へ譲渡
2020年11月	クラウドバンク株式会社と資本業務提携
2021年3月	完全子会社であるOKプレミア証券株式会社が第一プレミア証券株式会社へ商号変更

（注）表中の商品取引所名は当時の名称で記載しております。

3【事業の内容】

当社グループは、金融商品取引及び商品先物取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであり、以下の業務を主業務としております。

(1) 商品先物取引

当社グループは、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引（商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主業務とする商品先物取引関連事業を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品先物取引法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

商品先物取引の概要

商品先物取引とは、将来の一定時期に商品及びその対価の授受を約する取引であり、その約束の期日以前に「転売・買戻し」（買付けたものは転売し、売付けたものは買戻す）することにより、その差金だけを授受して取引を結了することができる取引でもあります。なお、約束の期日までに「転売・買戻し」を行わない場合には売方は現物を引渡し、買方は総代金を支払い現物を引き取って取引を結了させることも出来ます。対象となる商品は、大量取引に適し、取引が自由で需給の予想が難しく、価格変動のある、エネルギー（原油等）、農産物（とうもろこし等）などです。

具体的には、商品先物取引の参加者（主として投機家）は、将来商品の価格が値上がりすると判断した時には商品先物取引業者を通じて市場で商品の買付けを行い、値下がりすると判断した時には売付けを行うこととなります。その後、予想どおりに商品の価格が変動した場合は将来の一定期日を待たずに、転売・買戻しを行い差金決済を行うことにより利益を得ることが出来ます（ただし、将来の価格について反対の予想をした取引参加者の場合は同人の損失となります。なお、取引の相手方が当社グループとなる場合もあります。）。また、取引総代金3%程度（金標準取引の場合）の少額資金（証拠金）で取引が可能です。

かかる商品先物取引の特色から、商品先物市場においては、企業が資金の効率的運用、リスク回避の機会として利用するだけでなく、多数の一般投機家が、資金運用の対象として、少額資金で多額の利益を求めて参加するハイ・リスク、ハイ・リターン取引が行われます。このような投機家の取引が、商品先物市場で行われる取引高の大きな割合を占めています。

取引参加者は、取引を行うことで商品先物取引業者に対して取引手数料を支払う必要があります。また、取引参加者は取引に必要な証拠金を商品先物取引業者に預託しますが、それらに関して様々な保全制度が取られています。（後述の「委託者債権の保全制度」を参照）

受託業務の内容

顧客より委託を受けて商品市場における取引を執行する業務であります。

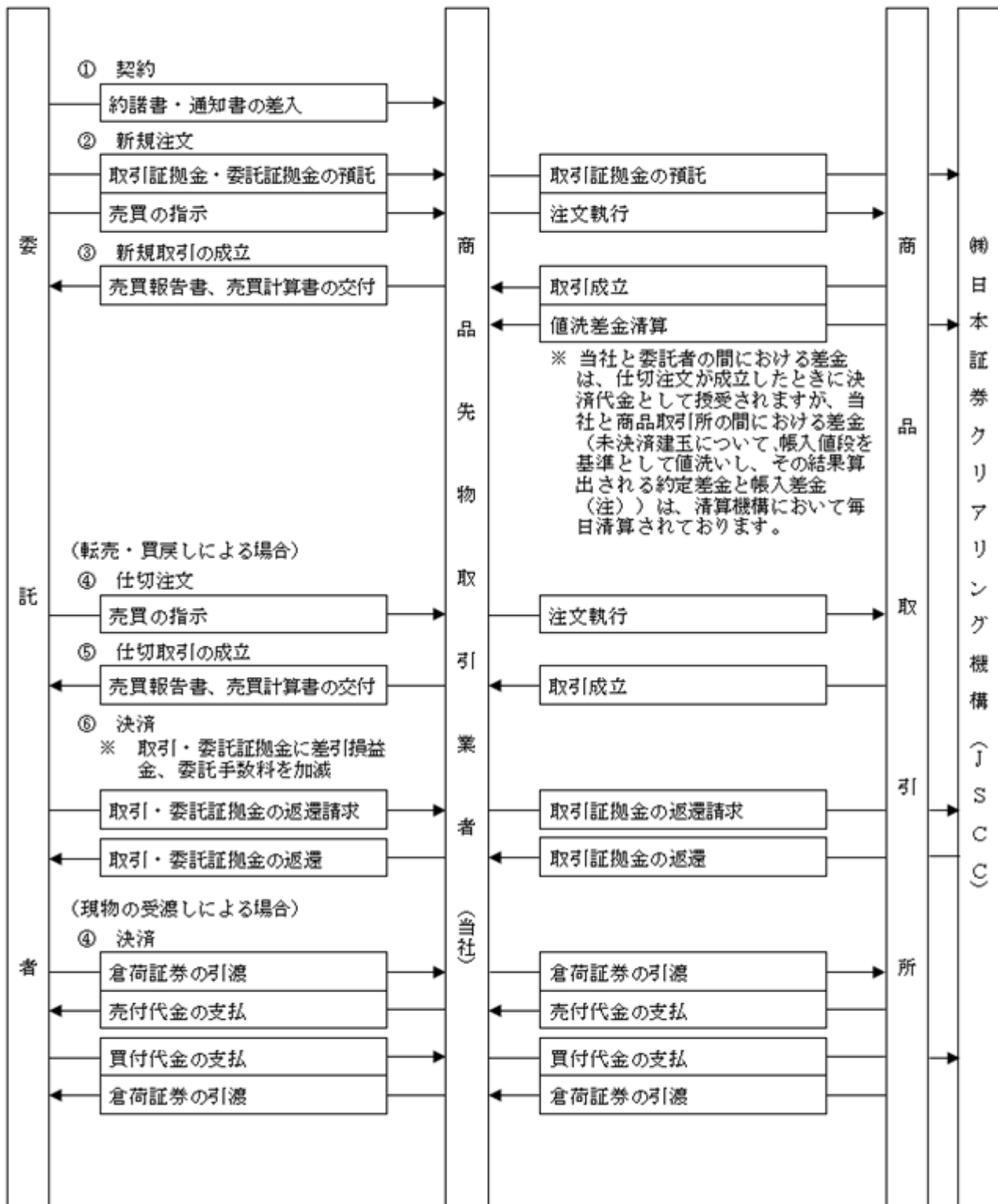
当社は、平成23年1月に施行された商品先物取引法の第190条第2項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から平成28年12月に商品先物取引業の許可更新を受けております。（許可番号：農林水産省「農林水産省指令28食産第3988号」、経済産業省「20161108商第10号」）

同法は、昭和42年の改正（昭和43年施行）により、それまでの登録制から許可制へ移行（3年間の経過措置）し、その後昭和50年には4年毎の許可更新制、さらに平成2年には資本の額及び組織形態による第1種・第2種の区分許可制が導入されましたが、平成17年5月施行の改正商品取引所法により第1種・第2種の区分は廃止となっております。現在では6年毎の許可更新制となっており、これにより許可業者の事業遂行体制の劣化防止がはかられております。

当社は、前身の共栄商事株式会社が昭和46年1月25日に最初の許可を取得して以降、商品先物取引業者として業務を行っております。

取引所名	(株)東京商品取引所	(株)大阪堂島商品取引所
エネルギー市場		
中京石油市場		
農産物市場		
砂糖市場		
農産物・飼料指数市場		
水産物市場		
主な上場商品名	原油、ガソリン、灯油、軽油	米穀、とうもろこし、米国産大豆、小豆

なお、受託業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



自己売買業務の内容

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

なお、自己売買業務の取引経路の概要は、次に図示するとおりであります。



(注) 値洗い制度

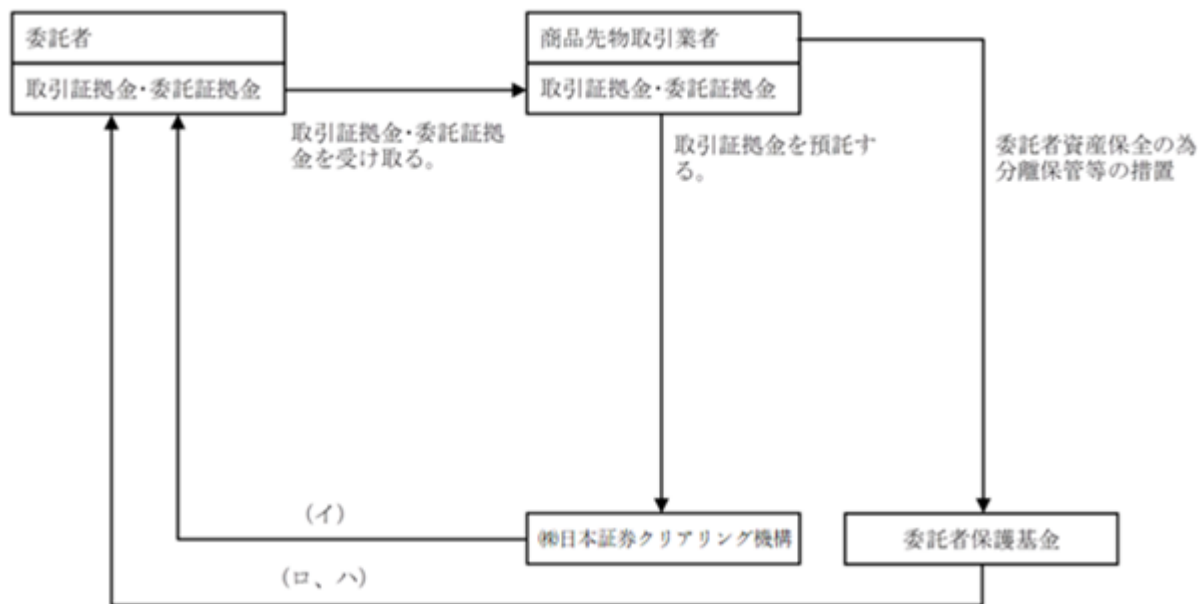
商品取引所で、営業日毎に商品別、限月別に諸計算の基準となる帳入値段が決定されます。

商品取引所は、会員がその日に取引した約定値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「約定差金」であります。）、前日の建玉についても、前日の帳入値段をその日の帳入値段に引き直し（これによって生ずる差金が「帳入差金」であります。）、日々会員との間で差金の受払をしており、会員の建玉は毎日その日の帳入値段に引き直され、限月毎のすべての売買約定が単一化されております。この制度が値洗い制度であります。

値洗い制度は、商品取引所の事務上の利便さがあるほか、決済の安全確保に効果があり、我が国の全ての商品取引所で採用されております。

委託者債権の保全制度

商品先物取引業者に取引の担保として預託された委託者の資金（取引証拠金等）は、取引証拠金として(株)日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」といいます。）に差し入れられるほか、商品先物取引法に定められた以下の保全措置がはかられています。



(イ) 取引証拠金制度

商品先物取引業者は、委託者が取引の担保として預託する取引証拠金をクリアリング機構に預託することを原則としております。

また、委託者が委託証拠金として預託した場合には、商品先物取引業者は、預託を受けた額以上の取引証拠金をクリアリング機構に預託します。

万が一、商品先物取引業者に債務不履行（違約）等が発生した場合、委託者は、クリアリング機構に預託されている取引証拠金に対して、クリアリング機構にその返還を直接請求することができます。

(ロ) 分離保管制度

商品先物取引業者は、委託者の資産を原則としてクリアリング機構に預託していますが、クリアリング機構に預託されたものを控除した委託者資産を保全する為、分離保管制度の核となっている委託者保護業務を行う会員組織の法人である委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金（以下、委託者保護基金）に加入が義務付けられております。

商品先物取引業者は、委託者保護基金への預託、委託者保護基金の保証、信託、銀行保証のいずれか方法により、委託者資産の保全措置が義務付けられております。

また、委託者保護基金は、商品先物取引業者が一般委託者に対する円滑な弁済が困難と認めたものに対し1千万円を限度とする支払業務や、資金の貸付等をおこなっております。

(八) 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産は、清算機構に預託されている取引証拠金と、委託者保護基金による保全措置により全額保全されていることとなります。

しかし、商品先物取引業者が、倒産等により、委託者が取引証拠金等の債権の弁済を商品先物取引業者から受けられない事態が発生し100%弁済されなかった場合、委託者保護基金が、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うペイオフ制度を適用します。

(2) 金融商品取引

当社グループにおいては、第一プレミア証券株式会社が、第一種及び第二種金融商品取引業者として業務を行うことができます。

証券取引所及び金融商品取引所の上場有価証券及び上場商品について、顧客の委託を受けて執行する受託業務及び自己の計算に基づき執行する自己売買業務を行うことができ、金融商品取引法、金融商品取引法施行令、金融商品取引業に関する内閣府令など関連法令等による規制を受けております。

主な商品：日経225先物、商品関連市場デリバティブ取引、くりっく365、株式(現物・信用)、外国株式など

(3) 貴金属地金の現物売買

当社グループは、金地金等の販売及び買取を行っております。

(4) その他

当社グループは、投資に関する情報提供等も行っております。

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
第一プレミア証券株式会社	東京都 渋谷区	174	証券業	100.0	事務所の貸借 資金の貸借 役員の兼任... 1名

(注) 1. 第一プレミア証券株式会社は、2021年3月29日にOKプレミア証券株式会社から第一プレミア証券株式会社に社名変更しております。

2. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
投資・金融サービス事業	73
合計	73

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満のため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
37	49.8	24.7	5,298,187

- (注) 1. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 当社は、商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3. 従業員数は、2020年7月1日時点では244名でありましたが、早期退職募集による退職125名、事業譲渡による移籍68名、その他の退職者1名により減少しております。

(3) 労働組合の状況

当社に労働組合はなく、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、主に当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、2020年10月に、企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する。」と致しました。これは今までの商品先物取引を中心に掲げた企業理念からの脱却を意味します。2020年4月の第三者委員会の調査報告書の中の再発防止策等の提言にもあるように、当社にはステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的企業風土が情勢されておりました。今後はこれを改め、健全な組織風土を醸成してまいります。上場会社として正確な財務情報を開示し、単なる法令にとどまらず社会規範をも順守することで、人と社会に貢献してまいります。

同時に三つの指針も掲げております。常に人の役に立つために考え、行動しよう 広く社会の役に立つために視野を広げよう すべてのものごとへ感謝の気持ちで取り組もう、の3つであります。こうした経営理念及び指針を社内イントラネットのTOPページに掲げ、会社組織内の価値観として共有し、組織風土の改善をより強固なものといいたします。

(2) 経営戦略等

前述のとおり、当社は企業理念を「人と社会に貢献し、価値を創造する」と致しております。当社は、これまで築き上げた金ビジネスに新たな価値観を付加することで社会ニーズにお応えしてまいります。情報発信力の強化や新商品の開発、グループ子会社を通じた投資チャンネルの提供も強化してまいります。また、投資・金融サービス事業というカテゴリーにこだわることなく、人と社会に貢献することを念頭に新たな分野を開拓していくことも検討してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは投資・金融サービス事業の単一セグメントであり、市況の動向が収益に大きな影響を与える傾向があるため、適正な収益目標を立てることは困難であります。健全な財務基盤を確保するという観点から、商品先物取引業を営む会社の健全性を表す指標である純資産額規制比率を改善し向上させることに取り組んでおります。

(4) 経営環境

当社は2020年7月、主力であった商品先物取引事業の大部分を譲渡したため、これ以降の手数料収入が大きく減少することが確実となったことから、経費を大幅に圧縮するなど、収益構造を再構築しております。さらに、2020年5月にOKプレミア証券株式会社の全株式を取得、その後も増資により資本を増強したことで、信用取引高が増加し、収益も増大に向かっています。今後も当社グループ全体で、新たな事業の展開を模索してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

内部管理体制とコンプライアンス意識の強化

2020年4月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、長年にわたり歴代の代表取締役らが主導して、回収不能となっていた貸付金の回収偽装及び証拠金残高が不足した委託者に対する未収入金債権の回収偽装による貸倒引当金戻入益の過大計上、並びにこれらの偽装に用いる資金を捻出するための広告宣伝費の架空計上等の不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

これらは、全社的なコンプライアンス意識の欠如、取締役会による業務執行に対する牽制や監督が適切に機能していなかったこと、監査役が適正な監視機能を果たしていたとは認められないこと、実効的な内部監査が行われていなかったことに起因しております。

当社は2020年5月1日付で公表した再発防止策(改善措置)並びに2020年12月15日付及び2021年4月14日付で公表した改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)を踏まえた内部管理体制等の構築・運営を進める必要があります。さらに、コンプライアンス意識を強化するため、コンプライアンス委員会による恒常的な周知活動を継続していく必要があります。

新たな営業手法の導入や新規事業の開発による業績向上

当社グループは、当社の事業譲渡による営業収益の90%以上を占める貴金属先物事業の喪失、早期退職種募集等による従業員数の85%減少、本社を除く全営業店(10店舗)の閉鎖などにより従前の企業活動を継続することが困難な状況にあります。当該状況を解消するには、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社である第一プレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図る必要があります。

金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業展開

当社は、2020年11月30日開催の取締役会において、クラウドバンク株式会社(以下「クラウドバンク」といいます。)と資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に関する資本事業提携契約書(以下「資本事業提携契約書」といいます。)を締結しました。両社は、今後、当社の「金の第一」ブランド及び金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーの創出及び新規事業の検討・開発・実施をいたします。

また、当社子会社の第一プレミア証券に対して、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウの提供を実施いたします。具体的な事業提携に関しては、今後両社の協議により確定いたしますが、現状では、第一プレミア証券にクラウドバンクが展開する融資型クラウドファンディングのサービスを提供いただき、それを第一プレミア証券の顧客に販売することを考えております。

また当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券と共同して開発し、日本クラウド証券の顧客に販売することを考えております。

これらの施策により第一プレミア証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を展開していく予定です。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、主に当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

商品先物取引法（以下、法という）に基づく行政処分

法に基づき主務大臣（農林水産大臣又は経済産業大臣）の許可を受けた商品先物取引業者として、主務省所轄の取引所における上場商品の受託を行っております。法に違反すると、許可の取消しを受ける場合、許可更新の際に更新が受けられない場合及び業務改善命令を受ける場合があります。取引の受託ができない期間が長いほど、社会的信用が低下し、収益に対する悪影響は大きなものとなります。当社グループは、社内規定に基づく内部管理体制により、法令順守を重視した運営を行っています。

清算機関による破綻（違約）の認定

各取引所の各上場商品は、各種変動要因により価格が上下し、清算参加者は日々清算（値洗い）を行っています。期限までに清算機関（日本証券クリアリング機構（JSCC））に対して支払が行われず、支払不能と取扱われて破綻となった場合、当社の該当する全ての取引が停止されます。可能性としては、資金不足及びシステム障害による不慮の事故等が想定されます。当社は、商品先物取引業を営む会社の健全性を表す指標である純資産額規制比率の改善・向上に取り組んでいます。また、社内システム管理規則に基づき、システム障害の未然防止策を講じています。

連結子会社であるOKプレミア証券株式会社は、金融商品取引業を営む会社の健全性を表す指標である自己資本規制比率維持の規制が課されており、同比率に関し120%を下回ることのないようにする必要があります。詳細は「新規取得子会社に関連する事業等のリスク」に記載しております。

有価証券上場規程等の違反による制裁

当社は東京証券取引所のジャスダック市場に上場しております。有価証券上場規定に違反すると処分を受ける場合があります。悪質なケースでは上場廃止となる場合もあり、会社法、金融商品取引法、民法及び刑法等による責任について問われる場合もあります。当社グループは事業に関連する各種制度・法令改正の情報を日々のモニタリングや弁護士及び会計士等から収集を図り、必要に応じて適切なアドバイスを基に事前の対策を講じる体制を構築しています。

自主規制団体による制裁

当社は商品先物取引業者の自主規制団体である日本商品先物取引協会に加盟しており、受託業務管理規則等の業界自主規制ルールに抵触すると、制裁を受ける場合があります。悪質なケースでは過怠金が数千万円以上となる場合もあります。また、連結子会社である第一プレミア証券株式会社は、日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会に加盟しております。

当社グループは、自主規制団体の規則・ルール等を当社規定に基づく内部管理体制により、順守した運営を行っています。

紛議及び訴訟

当社はお客様第一主義を掲げ、無理な勧誘や取引の強要等を禁止するなど、コンプライアンスを尊重するように役員を教育しております。基本的に法令、受託業務管理規則等に沿った取引であっても、現場において意思疎通を欠いたすると、お客様の苦情につながり、結果的に紛議となる場合があります。その場合、紛議解決のための協議和解金や訴訟の場合の支払い命令等により、費用が発生する場合があります。

なお、2020年10月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数は11件（請求額563,599千円）となっております。

当社は、お客様と担当営業との意思疎通を密にとることでお互いの信頼関係を高め、紛議及び訴訟発生の未然防止に取り組んでいます。

法的規制等について

当社は商品先物取引法の規制を受けております。2005年5月の改正商品取引所法、また2011年1月の商品先物取引法の施行によって、制度やルールが変更され、規制強化の方向が打ち出されております。収益構造やコンプライアンスに対して、より緻密な経営が求められる現状であると認識しております。また、変更される制度やルールに対する迅速な対応として社内の管理体制、諸制度等の整備が必要であると同時に、企業統治の面からも、経営監視機能の強化が求められるものと考えております。

これまで改正の法及び各種制度・ルールの内容については、当社グループの経営や営業方針を大きく変更させるものではないと認識しておりますが、今後の展開によっては当社の経営成績に影響が出る場合があります。

また、当社は、商品先物取引法及び同施行規則に基づき、純資産額規制比率による制限が設けられています。純資産額規制比率とは、純資産額の、商品デリバティブ取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算出した額に対する比率であります。

当社の純資産額規制比率は2021年1月末現在539.3%です。120%を下回る事態が生じた場合には、主務大臣は商品先物取引業者に対し商品先物取引業の方法の変更等を、また、100%を下回る場合には3ヶ月以内の期間の業務の停止を命じることができ、業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときは商品先物取引業者の許可を取り消すことができるとされています。当社は、純資産額規制比率を日々モニタリングし、リスクの未然防止に取り組んでいます。

連結子会社である第一プレミア証券株式会社は金融商品取引法の規制を受けております。詳細は「新規取得子会社に関連する事業等のリスク」に記載しております。

当社が主力としてきた貴金属市場について

当社は東京商品取引所の貴金属市場を中心に事業を展開してまいりました。特に金価格の値動きが乏しい場合、また金に対して投資家の関心が後退した場合、受取手数料が大きく減少してまいりました。当事業年度の営業収益に占める貴金属市場の受取手数料は93.4%を占めております。

2020年7月、東京商品取引所の貴金属市場等は大阪取引所へ移管されたものの、当社は第一種金融商品取引業者としての登録、及び大阪取引所の取引参加資格を得る見通しが立っておりません。当該移管の実施により、当社の手数料収入が大きく減少すると考えられ、企業規模縮小等、当社の収益構造を再構築するに至っております。

当社は、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社である第一プレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

新規取得子会社に関連する事業等のリスク

当社グループの第一プレミア証券は金融商品取引法に基づく金融商品取引業を営んでおり、主力業務としております証券事業は、株式市場のボラティリティ低下により取引参加者が減少し売買高が縮小する場合には、手数料収入等が減少する可能性があります。また、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、同比率に関し120%を下回ることのないようにする必要があり、これを維持できない場合は業務停止や金融商品取引業者の登録取消を命じられる可能性があります。2021年1月末時点での同比率は230.3%と基準を上回っており、日々のモニタリングにより、同比率の大幅な低下の未然防止に取り組んでいます。

上場廃止リスク等について

(1) 特設注意市場銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由

当社は、株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

第一商品株式会社（以下「同社」という。）は、2020年4月30日、同社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年5月1日に過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、長年にわたり歴代の代表取締役らが主導して、回収不能となっていた貸付金の回収偽装及び証拠金残高が不足した委託者に対する未収入金債権の回収偽装による貸倒引当金戻入益の過大計上、並びにこれらの偽装に用いる資金を捻出するための広告宣伝費の架空計上等の不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

その結果、同社は、2015年3月期から2020年3月期第3四半期までの決算短信等において上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、2018年3月期及び2019年3月期では訂正によって各段階利益が赤字から黒字へ逆転することなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・一連の不適切な会計処理は、取締役会長の意向を絶対視した代表取締役社長が主導して貸付金の回収偽装を開始し、これに続く歴代の代表取締役社長がそれを止めることなく引き継いだ上、架空の広告宣伝費を増額して未収入金債権の回収を偽装するまでに発展させるなど、経営トップのコンプライアンス意識が著しく欠知していたこと
- ・多額の貸付金の資金使途や回収遅延の経緯といった重要な議案の中身を取締役会で質疑した形跡がないなど、取締役会による業務執行に対する牽制や監督が適切に機能していたとは認められないこと
- ・監査役は、取締役会に出席するも、重要な意思決定に際して取締役による職務執行を牽制するような質問や指摘等を行った形跡がなく、適正な監視機能を果たしていたとは認められないこと
- ・内部監査を軽視する取締役会長の姿勢を受け、内部監査部門の人員は慢性的に不足し、長期間にわたり支店監査を実施した形跡もなく、書類の押印漏れといった表層的な指摘のみにとどまるなど、実効的な内部監査が行われていたとは認められないこと
- ・一部の役職員は広告宣伝費の異常性を認識しながら指摘や内部通報等を行うこともなく、複数の部署の担当者は代表取締役社長からの明らかに異常な指示に盲目的に従っていたなど、全社的にもコンプライアンス意識が著しく希薄であったこと

本件は、投資者の投資判断に相当な影響を与える開示が適切に行われていなかったものであり、同社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、同社において、歴代の代表取締役社長が主導して長年にわたり不適切な会計処理が行われていたことを踏まえると、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を致損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。

(2) 特設注意市場銘柄指定日

2020年7月11日(土)

(3) 特設注意市場銘柄指定期間

2020年7月11日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

当社は、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社である第一プレミア証券株式会社の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。

(4) 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金2,000万円の支払いを求められました。

(5) 今後の対応

当社は2020年5月1日付で再発防止策の骨子を策定および公表し、2020年12月15日付で改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)を公表しております。内部管理体制等を早急に整え、指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について

当社グループは、当社の事業譲渡による営業収益の90%以上を占めていた貴金属先物事業の喪失、早期退職者募集等による従業員数の85%減少、本社を除く全営業店(10店舗)の閉鎖などにより、従前の企業活動を継続することが困難な状況にあり、株式会社東京証券取引所による特設注意市場銘柄指定により上場継続にも懸念が出ており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により子会社である第一プレミア証券の業績向上及び新規事業の開発によって当社グループの業績回復を図ってまいります。また、2020年5月1日付で公表した再発防止策(改善措置)並びに2020年12月15日付及び2021年4月14日付で公表した改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)にもあるように、内部管理体制等を早急に整えます。特にコンプライアンス意識を強化するため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を開催するなど恒常的な周知活動を開始しており、継続してまいります。特設注意市場銘柄指定による上場廃止を回避できるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて、誠心誠意、最大限の努力を尽くしてまいります。

一方で、当社グループは当事業年度末日に現金及び預金として約23億円保有し、純資産も約55億円となっており、コスト削減の効果も第3四半期からは早期退職により人件費負担が減少、また第4四半期からは本店を除く店舗の家賃負担がなくなったことで大幅に軽減したことから、当面の事業の展開・継続を図るに足る十分な現金及び預金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

証券取引等監視委員会による開示検査について

当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、今後、開示検査の結果によっては、当社は課徴金納付等の行政処分を受けることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におきましては、全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡がりによる今後の世界経済への不透明感はあるものの、各国の中央銀行が通貨供給量を増やしたことで、株式市場、為替市場、金市場などにおいてボラティリティの高まりを見せました。国内においては、戦後最長とされていた景気回復が幻のものとならざるを得なくなりました。前年比では一部回復しているものの、新型コロナウイルス感染拡大以前のレベルに戻るにはまだ時間を要すると見られます。

当社グループにおきましては、第2四半期に当社の商品先物取引事業の大部分を譲渡したことから、それ以降は金融商品取引及び貴金属地金の販売及び買取などに注力することとなり、また新型コロナウイルス感染症の拡がり対面営業活動が若干影響を受け、当連結会計年度における受取手数料は682百万円、売買損益は133百万円の利益となりました。

この結果、当期の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

資産合計は、9,763百万円となりました。負債合計は、4,262百万円となりました。純資産合計は、5,501百万円となりました。

b. 経営成績

営業収益は829百万円となりました。営業損失は1,369百万円となりました。経常損失については1,370百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は996百万円となりました。

新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響については、対面営業活動への悪影響が考えられるものの、当該感染症の世界的な被害拡大が市況へ一定の影響を与える可能性もあるため、今後の当社グループの業績への影響は合理的には見通せない状況となっております。

キャッシュ・フローの状況

当第4四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,888百万円となりました。なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、2,204百万円の支出となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の計上、退職給付、たな卸資産の増加、法人税等の支払によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、195百万円の収入となりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、79百万円の支出となりました。これは主に配当金の支払いによる支出によるものです。

商品先物取引関連事業

イ．当連結会計年度における営業収益は次のとおりであります。

1) 受取手数料

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	416,894	9.7
ゴム市場	664	24.7
農産物・砂糖市場	211	21.8
農産物市場	8	20.2
エネルギー市場	34	8.7
小計	417,813	9.7
現金決済先物取引		
エネルギー市場	537	30.4
小計	537	30.4
商品先物取引計	418,351	9.7
合計	418,351	9.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 委託者の実現損益や含み損益は、対象商品の価格の変動によって左右されるべきものであります。

2) 売買損益

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
商品先物取引		
現物先物取引		
貴金属市場	-	-
小計	-	-
商品先物取引計	-	-
商品売買損益	133,211	41.1
合計	133,211	44.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ．当社の商品先物取引の売買高に関して当連結会計年度の状況は次のとおりであります。

1) 商品先物取引の売買高の状況

市場	委託(枚)	前年同期比(%)	自己(枚)	前年同期比(%)	合計(枚)	前年同期比(%)
現物先物取引						
貴金属市場	35,592	8.0	6	0.1	35,598	7.9
ゴム市場	335	24.7	-	-	335	24.7
農産物・砂糖市場	146	24.4	-	-	146	24.4
農産物市場	7	19.4	-	-	7	19.4
エネルギー市場	18	8.7	-	-	18	8.7
小計	36,098	8.0	6	0.1	36,104	7.9
現金決済先物取引						
エネルギー市場	293	31.5	-	-	293	31.5
小計	293	31.5	-	-	293	31.5
合計	36,391	8.1	6	0.1	36,397	8.0

(注) 1．主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりであります。

取引所名	銘柄名	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		委託売買高 (枚)	割合(%)
東京商品取引所	金	29,020	79.7
東京商品取引所	白金	6,477	17.8
東京商品取引所	ゴム(RSS3)	335	0.9
東京商品取引所	原油	293	0.8
東京商品取引所	とうもろこし	146	0.4
東京商品取引所	銀	88	0.2
東京商品取引所	ガソリン	14	0.0
東京商品取引所	パラジウム	7	0.0
大阪堂島商品取引所	新潟コシ	7	0.0
東京商品取引所	灯油	4	0.0
東京商品取引所	小豆	0	0.0

2．商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、とうもろこし1枚は50tというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

ハ．当社の商品先物取引に関する売買高のうち当連結会計年度末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

該当事項はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたりまして、会計記録が適切であり、当社の役員及び内部統制上重要な役割を有する従業員による、連結財務諸表に重要な影響を与える違法または不正な行為がないことを十分に調査し、当社監査人たる監査法人アリアに必要な帳簿、証憑等を提示しております。見積りにつきましては、過去の実績や現状等を勘案して合理的に判断を行っておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

また、時価が著しく下落した有価証券及び実質価値が著しく下落した市場価格がない株式及び評価額が著しく下落した不動産につきましては、必要な減損処理をすると共に、取り立て不能のおそれのある債権につきましては、必要と認められる額の引当金を計上しております。

さらに、無担保未収金や貸付金について債務者と取り交わした弁済計画書等による回収予定が滞った場合等は適宜、引当金の追加計上を行う考えであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

資産合計は、9,763百万円となりました。これは主に事業譲渡により商品先物取引に係る当社の差入証拠金等が9,729百万円減少した一方、2020年5月25日付で取得した連結子会社に係る証券業における短期差入証拠金等が3,804百万円、投資有価証券が1,628百万円となったことによるものであります。

負債合計は、4,262百万円となりました。これは主に事業譲渡により商品先物取引に係る当社の預り証拠金が9,623百万円減少した一方、子会社に係る証券業における受入保証金等が3,697百万円となったことによるものであります。

純資産合計は、5,501百万円となりました。これは主に増資で資本金2,979百万円、資本剰余金2,928百万円となりましたが、利益剰余金が261百万円となったことによるものであります。

2) 経営成績

営業収益は829百万円となりました。経費抑制は継続して行ったものの収益減少分を補えず、営業損失は1,369百万円となりました。経常損失については1,370百万円となりました。また、事業整理損失引当金繰入額355百万円、上場契約違約金20百万円、減損損失140百万円が特別損失で計上され、事業譲渡益793百万円、退職給付に係る負債戻入額73百万円が特別利益で計上され、親会社株主に帰属する当期純損失は996百万円となりました。

当社は2020年5月に第一プレミア証券株式会社（以下「第一プレミア証券」といいます。）を完全子会社化し、第1四半期より、同社を連結子会社とする連結決算に移行しましたが、みなし取得日を第1四半期末日としているため、被取得企業である同社の第1四半期分の業績に関しては、当期連結財務諸表には含まれておりません。

新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響については、対面営業活動への悪影響が考えられるものの、当該感染症の世界的な被害拡大が市況へ一定の影響を与える可能性もあるため、今後の当社グループの業績への影響は合理的には見通せない状況となっております。

3) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純損失の計上や、預かり証拠金の減少等に伴い、前年同期に比べ2,088百万円減少し、当期末には1,888百万円となりました。その他詳細につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績に重要な影響を与える要因としましては、当商品先物業界において2005年5月の改正商品取引所法により、制度やルールが大幅に変更され、規制強化の方向が打ち出されたことが挙げられます。そして2007年9月の改正商品取引所法の施行を経て、2009年7月には商品取引所法が商品先物取引法に改定され、三段階に分けて施行されることとなりました。2011年1月に施行された商品先物取引法においては不招請勧誘の禁止等が織り込まれ、2015年6月の改正商品先物取引法施行規則の施行により一部規制緩和が行われたものの、各商品先物取引

業者は今まで以上に法令・諸規則の理解を深めるとともに、より高いレベルの内部監査体制が求められると考えております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用、自動車買替による固定資産の取得費、金地金取引に係る仕入代金であります。

商品先物取引業者は、商品先物取引法の定めに基づき、純資産額規制比率を120%以上に保つことが義務付けられており、当社はこれを遵守するとともに、健全な財務基盤の確保を重視しております。運転資金及び設備資金全般につきましては、主に内部資金から資金調達をしております。なお、当期末日現在における借入金の残高はありません。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

商品先物取引業者は、商品先物取引法の定めに基づき、純資産額規制比率を120%以上に保つことが義務付けられています。前期末においては513.2%、当期末においては当期純利益の計上により587.8%となっております。商品市場における相場等に係る変動その他の理由により、商品先物取引業者の財務状況が急激に悪化等した場合においても、商品先物取引業者の経営の安定性確保、顧客保護の観点から、リスクに見合った純資産額を維持しなければなりません。当社におきましては、収益力を強化することで純資産額を増加させ、適正以上の純資産額を維持するよう努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 株式の取得契約

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、株式会社オウケイウェイヴとの間で、株式会社オウケイウェイヴの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

(2) 事業の一部譲渡契約

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所（TOCOM）エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所（ODE）での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社へ譲渡することについて決議し、同日に当該譲渡契約を締結いたしました。

その後、2020年7月20日に譲渡は完了しております。

(3) 行政処分

当社は、2019年12月3日より実施された農林水産省及び経済産業省（以下「監督官庁」という。）の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第157条第1項及び第231条第1項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の結果、2020年8月7日、監督官庁より、行政処分が通知されました。

(4) 資本業務提携

当社は、2020年11月30日開催の取締役会において、クラウドバンク株式会社（以下「クラウドバンク」といいます。）に関する資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する資本事業提携契約書（以下「資本事業提携契約書」といいます。）の締結及びクラウドバンクの株主であるCB戦略1号投資事業有限責任組合（以下「CB1号ファンド」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について決議いたしました。

クラウドバンクとの本資本業務提携の概要は、以下の通りです。

資本提携の内容

当社は、本資本業務提携に基づき、クラウドバンクの発行済株式の11株を取得するとともに、クラウドバンクの6.75%の普通株式を所有するC B 1号ファンドに対して第三者割当の方式により当社新株式3,850,000株を割り当てることを決定しました。なお本資本業務提携に係る資本事業提携契約書には以下の追加取得条項が付されております。追加取得を行う場合の相手先はC B 1号ファンドとなる予定であり、現在C B 1号ファンドは11株を保有するのみであります。金田氏が本件取引後も保有する22株が金田氏よりC B 1号ファンド譲渡されたのちに、当社とC B 1号ファンドとの追加取得がなされる予定です。

a. 追加取得条項の内容

資本事業提携契約書締結日から2021年3月31日までの期間に、クラウドバンクのクラウドバンキング事業における2021年3月期のクラウドバンクの管理会計上の連結営業収入（クラウドバンクグループ間取引の連結消去前）が939,730,000円以上及びクラウドバンクの顧客数が36,000人以上となった場合には以下の条件で、それ以外の場合は以下の条件でC B 1号ファンドからクラウドバンクの普通株式を譲り受けることとします。

条件

譲受株式の数 22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のC B 1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）

譲受株式の金額 1株につき61,349,693円

譲受価額の総額 1,349,693,246円

条件

譲受株式の数 22株（譲受け後の当社の保有比率（前項のC B 1号ファンドの現物出資によって当社が取得するクラウドバンク株式と併せて）：20%）

譲受株式の金額 1株につき52,150,000円

譲受価額の総額 1,147,300,000円

なお、2021年3月16日付けで上記条件の条件が達成されたことが確認されました。

業務提携の内容

両社は、今後、当社の「金の第一」ブランド及び金取引に対するノウハウ並びにクラウドバンクグループのインターネット主体の顧客を基盤として、両社の事業シナジーの創出及び新規事業の検討・開発・実施をいたします。

また、当社子会社の第一プレミアム証券に対して、クラウドバンクグループが有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウの提供を実施いたします。具体的な事業提携に関しては、今後両社の協議により確定いたしますが、現状では、第一プレミアム証券にクラウドバンクが展開する融資型クラウドファンディングのサービスを提供いただき、それを第一プレミアム証券の顧客に販売することを考えております。

また当社の金地金取引に関しましては、投資単位を細分化した金地金の商品を日本クラウド証券と共同して開発し、日本クラウド証券の顧客に販売することを考えております。

これらの施策により第一プレミアム証券及びクラウドバンクグループの両社が強みを持つ顧客に対し、金地金取引及び融資型クラウドファンディング事業取引を提供する新規事業を展開していく予定です。

a. 業務提携の内容

当社が、クラウドバンクの商品、サービス等について、当社及び当社のグループ会社の有するブランド、金取引に対するノウハウ及び対面営業主体の顧客という経営資源を生かし、クラウドバンクの収益向上に向け協力すること。

クラウドバンクが、当社の商品、サービス等について、クラウドバンク及びクラウドバンクのグループ会社が有する融資型クラウドファンディング事業のノウハウ及びインターネット主体の顧客資源を生かし、当社の収益向上に向け協力すること。

その他、当社及びクラウドバンクの企業価値を最大化するために、当社及びクラウドバンクが相互に協力し、お互いの利益となるように務めること。

b. 役員派遣の内容

資本業務提携を実現するため、当社の取締役として、資本事業提携契約書に記載する候補者のうち、1名が取締役として選定されるように、株主総会の招集及び開催を行う予定であります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期は重要な設備投資はありません。

なお、当期中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

また、当社グループは、金融商品取引及び商品先物取引関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントのため、セグメント情報は記載していません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は国内に1ヶ所の事業所を有しております。

2021年3月31日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数(人)
		建物(千円)	車両(千円)	土地(面積㎡)	合計(千円)	
本社 (東京都渋谷区)	営業設備	55,855	2,099	- (-)	57,954	37

(注) 帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は270,439千円です。本社以外の事業所は今年度中に、閉鎖・譲渡しております。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数(人)
		建物(千円)	車両(千円)	土地(面積㎡)	合計(千円)	
第一プレミア証券 (連結子会社・東京都港区)	同上	0	0	- (-)	0	36

(注) 帳簿価額の金額には消費税等を含めておりません。国内子会社の入居物件は賃借物件であり、年間賃借料は42,893千円です。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

特に記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,128,000
計	50,128,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	20,077,207	20,077,207	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	20,077,207	20,077,207	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年3月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 完全子会社取締役 2
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	173(注)
新株予約権の行使期間	自 2021年5月1日 至 2024年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 168 資本組入額 84

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権者は、当社が2020年7月11日付で東京証券取引所が定める特設注意銘柄に指定されており、2021年7月11日の期限を基本とする1年間において、特設注意銘柄からの指定解除となった場合および、は割当日から本項(3)に定める期間の満了日に至るまでの間に、当社株価(行使価額168円)より150%上回った場合、行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>上記のにかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの役職員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。</p> <p>(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5)新株予約権を行使することができる期間 上記4.(3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4.(4)に準じて決定する。</p> <p>(7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8)その他新株予約権の行使の条件 上記4.(6)に準じて決定する。</p> <p>(9)新株予約権の取得事由及び条件 上記6.に準じて決定する。</p> <p>(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
---------------------------------	---

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけての変更はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年3月16日
新株予約権の数(個)	88,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,850,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,965,500
新株予約権の行使期間	自 2021年4月15日 至 2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格の総額 1,363,165,500 1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一個未満の行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項はなし。本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はなし

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけての変更はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
令和2年12月16日 (注)	3,850,000	20,077,207	286,825	2,979,975	286,825	2,916,395

(注) 有償第三者割当 3,850千株
発行価格 149円
資本組入額 74.5円
割当先 C B戦略1号投資事業有限責任組合

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の 状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	39	19	25	4,709	4,814	-
所有株式数(単元)	-	442	13,555	56,217	3,933	1,008	125,590	200,745	2,707
所有株式数の割合 (%)	-	0.22	6.75	28.01	1.96	0.50	62.56	100.00	-

(注) 1. 自己株式790,026株は、「個人その他」7,900単元、「単元未満株式の状況」26株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
C B戦略1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区初台1-52-1	3,850	19.96
株式会社ムラサキ	東京都世田谷区奥沢2-31-15	1,546	8.02
本田 求	兵庫県芦屋市	1,235	6.40
勝 えり子	千葉県市川市	1,061	5.50
村崎 稔	東京都世田谷区	486	2.52
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	447	2.32
田畑 昇人	福岡県福岡市	270	1.40
永島ジェームス史也	東京都港区	249	1.29
J.P.MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人 J Pモルガン証券株式会社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7番3号)	235	1.22
清原 宏昌	三重県伊賀市	216	1.12
計	-	9,597	49.76

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 790,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,284,500	192,845	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,707	-	-
発行済株式総数	20,077,207	-	-
総株主の議決権	-	192,845	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数20個)が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一商品株式会社	東京都渋谷区神泉町 9番1号	790,000	-	790,000	3.93
計	-	790,000	-	790,000	3.93

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	84	14,280
当期間における取得自己株式	38	8,474

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	790,026	-	790,064	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題として認識し、財務内容及び今後の事業展開を勘案しつつ、安定的配当を継続して行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回、期末に行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当の決定は株主総会決議によります。

当事業年度の配当につきましては、業績の黒字化を踏まえ検討した結果、無配とさせて頂きました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は2020年5月にOKプレミア証券株式会社を完全子会社化し、当社グループ全体としては商品デリバティブ取引等の各種金融商品を主力として業務を営んでまいります。特にデリバティブ取引については、商品先物取引法及び金融商品取引法によって営業行為等が規制されており、通常の企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、的確な内部監査体制の構築が必要となります。当社グループは、コンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を重視し、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでまいります。2020年4月の第三者委員会調査報告書の結語における指摘のとおり、属人的統治からルールによる統治へ移行していけるよう、社内体制を整えてまいります。取締役による経営方針の策定や重要な意思決定に対して社外からの監視強化のため、コンプライアンス委員会を設置し、社外取締役を委員長として社外からの監視を強化し、コンプライアンスの徹底・強化に向けた活動を主導するため外部専門家を含めたコンプライアンス委員会となるよう改善を行ってまいります。

企業統治の体制の概要 及び 当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨、定款に定めております。各役員は当社に対し善管注意義務等を負っております。

a．取締役会

取締役会は、重要な経営判断を行うために設置され、法令または定款に定める決議事項および社内規程等に定める経営上重要な事項等を決議することができます。取締役は株主総会にて選任され、提出日現在6名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外取締役4名、代表取締役社長は岡田 義孝）で構成されており、善管注意義務を負っています。社長が取締役会の議長を務め、代表取締役は取締役会決議で選定される旨、定款に定めております。また、取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した会社の業務執行を行わせることもできます。2020年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、弁護士を社外取締役にお迎えしております。

b．監査役

監査役は、取締役の職務執行を監査し企業の健全性を確保するために設置されています。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により監査を行うことができます。監査役は株主総会にて選任され、提出日現在3名（氏名は「(2)役員の状況」を参照、社外監査役2名含む）となっており、善管注意義務を負っています。2020年4月の第三者委員会による調査報告書でも指摘されているとおり、監視・監督機能の強化が必要であり、2名を社外監査役にお迎えしております。

c．監査役会

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、決議をするために設置されています。ただし各監査役の権限の行使を妨げることはできません。監査役会は全ての監査役で組織され、その決議により監査役の中から議長を定めます。中立性保持のため、その半数以上が社外監査役でなければなりません。法令または定款に定める権限および社内規程等に定める権限等により、監査に関する重要な事項について報告等を受けることができます。

d．会計監査人

会計監査人は、計算書類等の会計監査を行うために設置され、株主総会にて選任されます。主に財務報告書類の会計監査等を行うことを主な職務・権限としています。また、内部統制の有効性の評価等も行ってまいります。

e．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンスチェック、モニタリング、是正措置・再発防止策等の策定、コンプライアンス研修の計画・実施及び内部通報制度の管理運営を主な活動とし、それらの状況等を取締役会へ報告しております。コンプライアンス委員長は社外取締役である川戸淳一郎弁護士が務め、委員として外部の有識者である大下良仁弁護士が就任しております。

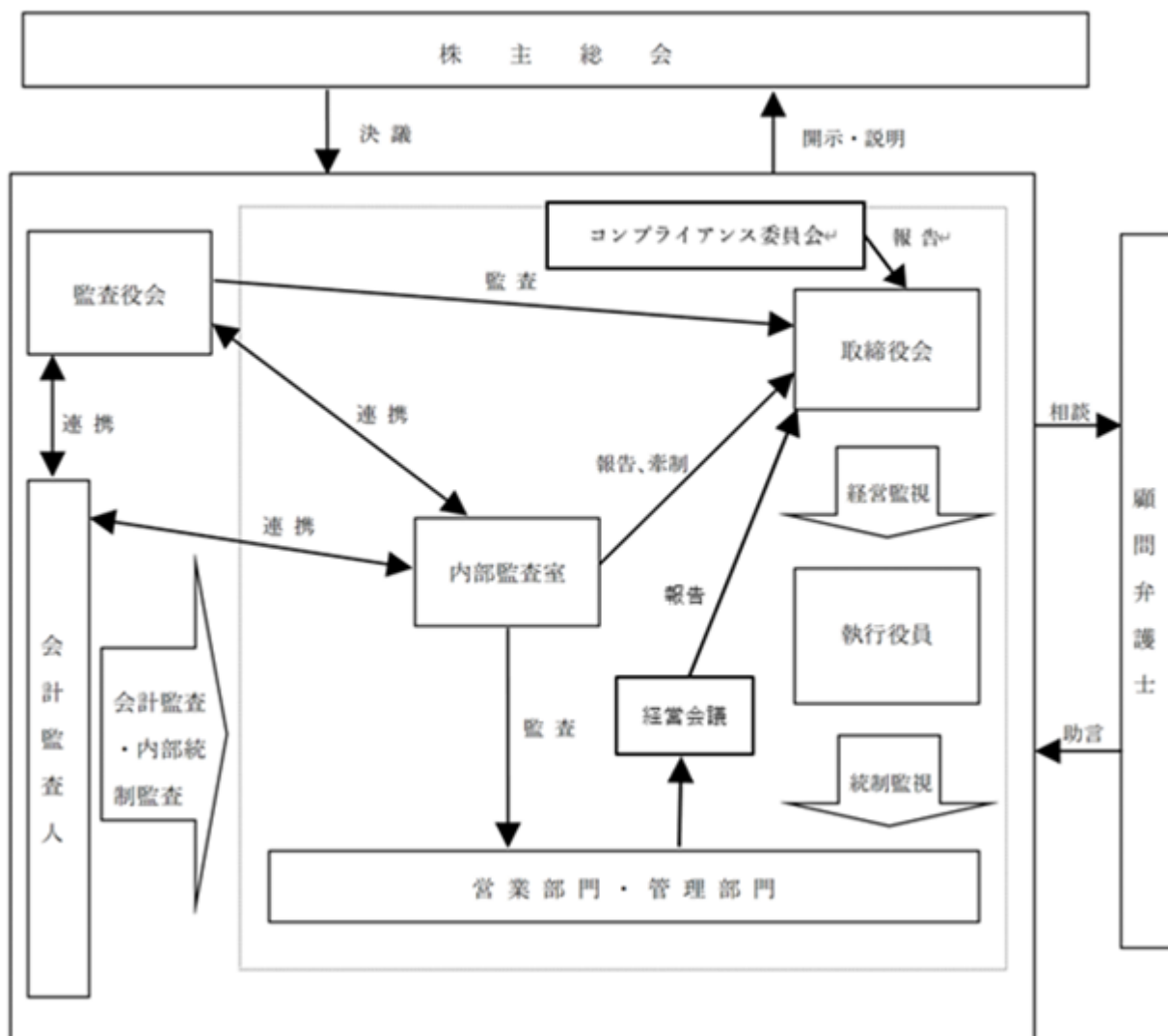
f．経営会議

経営会議は、原則として参加者は執行役員、内部監査室長、経営企画室長、各部署の責任者及び常勤監査役とし、月1回開催いたします。議長は執行役員管理本部長である渡邊誠一が務めております。従業員からの意見を吸い上げる場とし、各部署の活動報告、事業計画及び販売計画における実績等の状況報告、グループ内で生じているリスクの共有、報告を毎回の議題の基本とし、相互の活動を牽制する場でありながら、機動的に事業を推進する場としております。また、会議の内容を取締役会に報告することで、会社全体で実務実態と現場レベルのリスクを共有しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

経営に関する意思決定の透明性をはかるため、取締役会を会社の機関として重要な位置づけと捉え、取締役会は会社の業務執行を執行役員に一部委任し、その監督をすることで業務の適正化をはかるべく考えており、これらの体制を採用しております。また監査役制度を採用することにより適正な経営監視機能を有することが可能となり、さらに内部監査、会計監査及び社外役員選任により企業統治体制を一層強化できるものと考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見・改善して業務の適正化をはかり、各部門間に相互牽制機能を持たせております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門であります。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。また、当社は取締役の解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

ヘ．取締役会で決議できることとしている株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。ただし当社の定款を変更する決議は、法令による別段の定めあるときを除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	岡田 義孝	1961年2月6日生	1979年4月 株式会社大阪都ホテル 入社 1980年10月 大倉商事株式会社 入社 1990年5月 当社 入社 1999年5月 当社 大阪分室 総務経理部課長 2007年8月 当社 総務部課長 2008年4月 当社 総務部次長 2011年7月 当社 総務本部長兼総務部長 2013年4月 当社 執行役員総務本部長 2015年4月 当社 執行役員総務本部長兼株式部長 2017年4月 当社 執行役員総務本部長兼広報・IR部長 2017年6月 当社 取締役 2021年4月 当社 代表取締役社長 (現任)	注3	10
取締役	半田 邦彦	1967年9月7日生	1990年4月 当社 入社 1993年5月 当社 商品ファンド部 主任 1997年5月 当社 営業企画部 係長 2008年4月 当社 企画部 課長 2014年11月 当社 人事本部長 2020年5月 当社 内部監査室長 2021年4月 当社 取締役 内部監査室長 (現任)	注3	17
取締役	川戸 淳一郎	1955年9月6日生	1988年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 1988年4月 松下照雄法律事務所 入所 1995年4月 川戸淳一郎法律事務所 所長 (現任) 2006年4月 当社 顧問弁護士 2014年10月 クラウドバンク株式会社 取締役 (現任) 2020年6月 当社 取締役 (現任) 2020年9月 当社 コンプライアンス委員会委員長 (現任) 2020年10月 株式会社ジャスティス債権回収 取締役 (現任)	注3	-
取締役	金田 創	1967年6月22日生	1996年4月 モニターカンパニー日本支社 入社 2004年2月 SHOPPING.JP株式会社設立 取締役 2008年4月 SHOPPING.JP株式会社 代表取締役 (現任) 2011年4月 Aaron&Associate株式会社設立 代表取締役 (現任) 2013年2月 日本クラウド証券株式会社 取締役 2013年2月 クラウドバンク・インキュラボ株式会社 代表取締役 (現任) 2013年7月 Aaron Asset Management株式会社設立 代表取締役 (現任) 2015年7月 クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 (現任) 2016年6月 クラウドバンク株式会社 代表取締役 (現任) 2020年10月 ジャスティス債権回収株式会社 代表取締役 (現任) 2021年4月 当社 取締役 (現任)	注3	-
取締役	川島 正暉	1981年12月12日生	2005年11月 EY新日本有限責任監査法人 入所 2008年3月 PwCあらた有限責任監査法人 入所 2009年7月 太陽グラントソントン税理士法人 入所 2011年5月 株式会社ファイブスター代表取締役 (現任) 2018年11月 アートプラン株式会社 取締役 (現任) 2021年4月 当社 取締役 (現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村田 和希	1987年6月24日生	2015年1月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2015年1月 ブレークモア法律事務所 入所 2019年4月 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 社会基盤センター専門委員(現任) 2020年5月 東京丸の内法律事務所入所(現在に至る) 2021年4月 当社 取締役(現任)	注3	-
常勤監査役	廣瀬 正勝	1961年6月17日生	1986年4月 当社 入社 1989年4月 当社 企画部 主任 1992年4月 当社 国際部 係長 2006年6月 当社 審査部 課長 2012年12月 当社 審査部 次長 2017年6月 当社 総務経理部 次長 2021年4月 当社 常勤監査役(現任)	注5	8
監査役	橋本 秀人	1952年1月8日生	1972年4月 株式会社ボンカラーラボ 入社 1974年4月 株式会社ユーテック 入社 1976年4月 株式会社綜合舞台 入社 2002年4月 同社 執行役 2005年4月 同社 取締役(現任) 2020年6月 当社 監査役(現任)	注4	-
監査役	塩野 治夫	1967年4月17日生	2000年10月 中央青山監査法人 入所 2006年1月 塩野治夫公認会計士事務所 所長(現任) 2009年7月 監査法人元和 社員就任(現任) 2021年4月 当社 監査役(現任) 2021年6月 第一プレミア証券株式会社 監査役(現任) 2021年6月 クラウドバンク株式会社 監査役(現任)	注5	-
計					35

- (注) 1. 取締役川戸淳一郎、金田創、川島正暉及び村田和希は、社外取締役であります。
2. 監査役橋本秀人及び塩野治夫は、社外監査役であります。
3. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員 の 状況

提出日現在において、当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外取締役川戸淳一郎氏につきましては、弁護士として企業法務や当業界に精通し、独立した立場から積極的な提言や助言をしており、コンプライアンスの強化等にご助力いただきます。

社外取締役金田創氏につきましては、同氏が代表取締役を務めるクラウドバンク社との資本業務提携を推進させるとともに、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の適切な意思決定の加速に寄与するものと判断しております。

社外取締役川島正暉氏につきましては、公認会計士として高度な専門的知識と各種法人での役員経験を有しており、当社の経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。

社外取締役村田和希氏につきましては、弁護士として培ってきた高度な専門的知識と独立行政法人の専門委員を務めるなど豊富な経験を有しており、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。

社外監査役橋本秀人氏につきましては、長年に渡り異業種で経営に携わった経験を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から独立した立場で提言や監査をしていただくことにより、当社のコンプライアンスおよび、内部統制の改善等にご助力いただきます。

社外監査役塩野治夫氏につきましては、公認会計士として、高度な専門的知識と各種法人での豊富な経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。

川島正暉氏、村田和希氏、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性基準を設けておりませんが、豊富な知識や経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、取締役会等において、状況に応じ内部監査室、監査役および会計監査人と情報交換等を行うなど、相互に連携して職務にあたります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査は提出日現在3名(常勤監査役1名および非常勤監査役(社外監査役)2名)で実施しております。監査役塩野治夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役会として期末における監査報告書及び各四半期末における会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

監査役会は通常月1回ペースで開催され、必要時には随時開催が可能となっており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行います。監査役会は監査の方針、監査計画、監査方法に基づき各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、主な検討事項としては、会計監査人の監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを審議し評価するとともに、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議しております。株主総会で決議された総額の枠内で、各監査役の報酬額については監査役会で協議しております。

当事業年度において、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

- ・左海監査役(常勤)は、取締役会12回中11回出席、監査役会7回中7回出席
- ・浅野監査役(常勤)は、取締役会30回中30回出席、監査役会19回中19回出席
- ・中安監査役(社外)は、取締役会12回中1回出席、監査役会7回中4回出席
- ・檜原監査役(社外)は、取締役会12回中1回出席、監査役会7回中4回出席
- ・橋本監査役(社外)は、取締役会18回中9回出席、監査役会12回中10回出席
- ・新田監査役(社外)は、取締役会18回中11回出席、監査役会12回中11回出席

監査役は子会社の監査役とも連携を行い、監査計画を作成し、月に一回、子会社を含む各部門の責任者と面談を行い、活動状況、問題点を吸い上げ、業務執行の意思決定プロセスのモニタリングを行うなど実効的な監査体制を確立しております。具体的には、代表取締役、取締役、執行役員との定期的な面談を行い、取締役会、監査役会、経営会議といった重要な会議体に参加するとともに、会議体における具体的な協議の状況を記載した議事録を閲覧し、監査役会ではモニタリング状況を報告し、議事録にも詳細に記載しております。また、社外監査役との情報共有を徹底し、取締役会の付議事項をメール送信などによって関連資料の事前提供を徹底することとしております。加えて、面談や業務執行の意思決定プロセスのモニタリングを通じて報告すべき事案を発見した場合、速やかに社外監査役に対して報告を行うこととしております。

なお、発見した事案については、必要に応じて内部監査室や会計監査人とも連携しつつ、監査役自ら社内調査を行うこととしております。これにより、内部監査室からの報告を待つだけでなく、監査役が社内動向や営業活動等を積極的に把握し、機動的に必要な是正を促せる体制としております。

常勤監査役は、内部監査室との間で毎月1回のミーティングを実施し、内部監査の実施状況や実施結果について取り纏めた資料をもとに経営会議に報告し、内部監査の実施状況に関して懸念が生じた場合には代表取締役に対して追加の内部監査を要請するとともに取締役会及び会計監査人に対して当該状況を報告しております。また、決算時において会計監査人から報告された事項に対して、どのような経緯で会計監査人から指摘された決算処理が行われたのか独自に調査し、経営陣に対してヒアリングを行うなどして、会計監査人と情報を共有し、協議を行います。また、協議結果について取締役会で報告しております。

内部監査の状況

内部監査は内部監査室(提出日現在2名)を中心に実施しております。「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行い、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。

内部監査室は社長直轄から取締役会直轄の部門として2020年5月1日に組織体制を変更しており、牽制機能の強化として重要な役割を担うべく取締役会の命を受け、監査結果を取締役に提出することとしております。また、人事については取締役会で決定することとしております。

また、内部監査室の人員不足を解消するために、2020年11月2日付で内部監査室を2名から3名に増員しております。さらに内部監査体制強化のため外部のコンサルタントに指導をあおぎ、知識の強化やノウハウの蓄積を行っております。

内部監査室長は経営会議及び取締役会に出席するとともに、社内状況及び営業状況について相互の情報共有を行い、監査役との定期的なミーティングを行うことに加え、監査法人とも業務プロセス及び会計処理の方法等について協議を行うために定期的にミーティングを行います。

内部監査室は、社内規定を見直したのち、取締役会議事録等でその改定内容を確認し、社内告知が適切になされていることを確認しております。また、年間を通して実施される内部監査時に、社内規定の順守状況につい

て、面談によるヒアリングおよび書面の視認、現場調査によって確認し、内部監査報告書として各会議体へ報告を行うこととしております。

内部監査室長は監査役と懸念事項や社内状況及び営業状況について相互の情報共有を行うとともに、以下の業務を行うことで改善点を是正するためのフィードバックを役職員に対して行う予定です。フィードバック体制は2020年11月に整備を行っております。

- ・ 統制環境、リスクの評価と対応、統制活動などの基本的要素で構成される全社統制のチェックリストに基づき、取締役会や監査役会の議事録の参照や関係者へのヒアリング
- ・ 各部門が作成した業務フロー図及びRCM又は業務記述書等に基づき、実務の作業に対してポイントとなる作業（キーコントロール）の証拠確認を行い、業務の正義評価及び運用評価
- ・ 全社統制のチェックリストや業務フロー図等について、内部監査室による確認だけでなく、会計監査人にも運用評価を実施する前に前者統制のチェックリストや業務フロー図に記載された統制の整備状況についての確認
- ・ 監査の後に改善したほうが良いと思われる内容が、監査法人又は内部監査室から指摘された場合、各部門で対処方法を検討・是正

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 業務を執行した公認会計士

代表社員・業務執行社員 茂木 秀俊

代表社員・業務執行社員 山中 康之

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他3名

d. 監査法人の選定方針と理由

当該方針については定めておりませんが、会計監査人としての監査の遂行状況や監査体制が適正であるかを監査役会等にて審議しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

f. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30,000千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
21	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	119	-
連結子会社	-	-
計	119	-

- b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。
- c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d . 監査報酬の決定方針
当該方針については定めておりません。
- e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、会計監査人としての監査の遂行状況、監査体制について審議をした結果、適正であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各役員は、当社に対し善管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。2021年4月21日に取締役会にて決議された取締役の個人別報酬等の決定方針は以下のとおりであります。

取締役の個人別報酬等の決定方針

1. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法の決定方針

取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額(固定報酬)を決定する。

2. 報酬等の種類ごとの決定方針

業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストックオプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。

3. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。

4. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長(木村学2021年4月14日退任、岡田義孝2021年4月14日就任)は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。

取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、その決定方法及び内容の、当該決定方針との整合性を確認しております。

当社の取締役の報酬の総額については、平成19年6月28日開催の第35期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額350,000千円としております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長(岡田義孝)に再一任いたします。

また、当社の監査役の報酬の総額については、平成12年6月29日開催の第28期定時株主総会における決議により、その報酬限度額を年額30,000千円としております。各監査役の報酬額は、監査役会における協議により決定しております。

当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っています。経営判断が目的にならぬよう、企業の持続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	101,601	101,601	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	7,800	7,800	-	2
社外役員	6,600	6,600	-	6

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

区分基準は特に定めておりませんが、当社は主に業務上の関係を有する企業に限定して非上場株式を保有しており、また機動的な売却もできないため、これらを純投資目的以外の目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的である投資株式と考えるケースが多くなります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式の保有はないので、取締役会での検証は特に行ってはありません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	400
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	900,000	クラウドバンク株式会社の株式を現物出資で受け付けたため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	900,000
非上場株式以外の株式	-	-

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式、みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	12	1,055,091	11	19,740

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	656	-	(-)

(注)「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

商品先物取引業の固有の事項につきましては、日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」及び「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

当社子会社の財務諸表は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定の他、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、商品先物取引業に関するものについては当社同様日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業統一経理基準」に準拠して作成しております。

(3) 当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構が主催する研修会等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2021年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,334,471
委託者未収金	503
商品及び製品	987,953
保管有価証券	24,853
差入保証金	19,906
証券業における預託金	520,007
証券業における信用取引資産	1,472,463
証券業における短期差入保証金	1,812,351
その他	147,092
流動資産合計	7,319,602
固定資産	
有形固定資産	
土地	330,313
その他	57,954
有形固定資産合計	388,267
無形固定資産	
その他	0
無形固定資産合計	0
投資その他の資産	
投資有価証券	1,628,841
固定化営業債権	1,064,472
破産更生債権等	9,282
退職給付に係る資産	113,682
貸倒引当金	1,061,139
その他	300,861
投資その他の資産合計	2,056,000
固定資産合計	2,444,267
資産合計	9,763,869

(単位：千円)

当連結会計年度
 (2021年3月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	19,719
未払法人税等	17,169
賞与引当金	2,500
特別調査費用引当金	36,000
訴訟損失引当金	5,303,128
預り証拠金	19,906
預り証拠金代用有価証券	24,853
証券業における信用取引負債	1,328,543
証券業における預り金	336,209
証券業における受入保証金	2,033,147
事業整理損失引当金	1,094
その他	81,831
流動負債合計	4,204,103
固定負債	
その他	44,459
固定負債合計	44,459
特別法上の準備金	
商品取引責任準備金	4,10,970
金融商品取引責任準備金	2,533
特別法上の準備金合計	13,504
負債合計	4,262,067
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,979,975
資本剰余金	2,928,675
利益剰余金	261,616
自己株式	245,971
株主資本合計	5,401,063
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	100,738
その他の包括利益累計額合計	100,738
純資産合計	5,501,802
負債純資産合計	9,763,869

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
営業収益	
受取手数料	682,798
売買損益	133,211
その他	13,918
営業収益合計	829,929
営業費用	1,219,377
営業損失()	1,369,447
営業外収益	
受取利息	66
為替差益	103
受取配当金	656
倉荷証券保管料	1,550
貸倒引当金戻入額	1,944
その他	7,401
営業外収益合計	11,722
営業外費用	
支払利息	11
株式交付費	11,750
その他	1,460
営業外費用合計	13,222
経常損失()	1,370,947
特別利益	
事業譲渡益	793,032
その他	122,975
特別利益合計	916,007
特別損失	
減損損失	214,666
事業整理損失引当金繰入額	355,821
その他	54,086
特別損失合計	550,573
税金等調整前当期純損失()	1,005,513
法人税、住民税及び事業税	5,200
法人税等調整額	14,578
法人税等合計	9,378
当期純損失()	996,135
親会社株主に帰属する当期純損失()	996,135

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失()	996,135
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1 93,906
その他の包括利益合計	93,906
包括利益	902,228
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	902,228

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,693,150	2,641,850	805,410	245,957	5,894,454
当期変動額					
新株の発行	286,825	286,825			573,650
剰余金の配当			77,186		77,186
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			996,135		996,135
自己株式の取得				14	14
その他			6,294		6,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	286,825	286,825	1,067,026	14	493,391
当期末残高	2,979,975	2,928,675	261,616	245,971	5,401,063

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	6,832	6,832	5,901,287
当期変動額			
新株の発行			573,650
剰余金の配当			77,186
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			996,135
自己株式の取得			14
その他			6,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	93,906	93,906	93,906
当期変動額合計	93,906	93,906	399,485
当期末残高	100,738	100,738	5,501,802

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	1,005,513
減価償却費	6,605
のれん償却額	11,797
減損損失	140,666
上場契約違約金	20,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,970
特別調査費用引当金の増減額(は減少)	136,794
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	1,094
賞与引当金の増減額(は減少)	81,736
役員賞与引当金の増減額(は減少)	20,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	337,589
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	101,018
商品取引責任準備金の増減額(は減少)	33,427
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	697
受取利息及び受取配当金	722
支払利息	11
固定資産除売却損益(は益)	17,639
事業譲渡損益(は益)	793,032
買掛金の増減額(は減少)	4,442
委託者未収金の増減額(は増加)	72,008
たな卸資産の増減額(は増加)	350,071
委託者先物取引差金(借方)の増減額(は増加)	1,800,307
差入保証金の増減額(は増加)	1,056,161
預り証拠金の増減額(は減少)	2,740,682
預り証拠金代用有価証券の増減額(は減少)	996,581
証券業における預託金増減	139,999
証券業における信用取引資産増減	482,896
証券業における短期差入保証金増減	779,811
証券業における支払差金勘定増減	925
証券業における信用取引負債増減	338,976
証券業における預り金増減	150,637
証券業における受入保証金	835,772
その他の資産の増減額(は増加)	1,615,851
その他の負債の増減額(は減少)	168,414
小計	1,928,755
利息及び配当金の受取額	973
利息の支払額	11
法人税等の支払額	256,846
上場違約金の支払額	20,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,204,639
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	5,763
有形固定資産の売却による収入	13,069
投資有価証券の取得による支出	900,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 109,198
事業譲渡による収入	899,000
貸付の回収による収入	2,223
敷金及び保証金の差入による支出	13
敷金及び保証金の回収による収入	326,435
その他	30,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	195,561

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	76,579
自己株式の取得による支出	14
リース債務の返済による支出	2,601
財務活動によるキャッシュ・フロー	79,195
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,088,274
現金及び現金同等物の期首残高	3,977,215
現金及び現金同等物の期末残高	1,188,940

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社及び当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

第一プレミア証券株式会社

当連結会計年度において、第一プレミア証券株式会社を買収したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

- 社

(2) 持分法適用の関連会社数

- 社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

1 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

2 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

保管有価証券

保管有価証券は、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

a. 利付国債証券

額面価格の85%

b. 社債(上場銘柄)

額面金額の65%

c. 株券(一部上場銘柄)

時価の70%相当額

d. 倉荷証券

時価の70%相当額

デリバティブ

時価法(取得原価は移動平均法により算出)を採用しております。

たな卸資産

a. 商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

b. 貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、取得価額10万以上20万未満の少額減価償却資産については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年～47年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積り損失見込み額を計上しております。

特別調査費用引当金

過年度における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査費用及びそれに伴う訂正報告書等の作成依頼費用及び課徴金の支払いのため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理損失引当金は、事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象...借入金、社債、売掛金、買掛金

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当該連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

当社グループは、連結納税制度を適用しておりません。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(訴訟損失引当金)

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
訴訟損失引当金	303,128千円

ロ. 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループにおいては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がございます。

(のれんの評価)

当連結会計年度の連結財務諸表に計上したのれんの金額

- 千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項)4.(6)」に記載した内容と同一であります。

・主要な仮定

のれんを評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、のれんを含む資産グループについて、超過収益力の毀損がある場合などにおいて、のれんの減損の兆候を識別しております。

のれんお減損の兆候を識別した場合、のれんを含む資産グループにおける回収可能価額をのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額により測定し、減損損失の認識の判定を行っておりますが、割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎として見積もっております。

当連結会計年度において、第一プレミア証券株式会社に係るのれんについて、新型コロナウイルス感染症拡大などの外部環境悪化もあり、事業計画の見直しをした結果、当初想定した収益が見込めなくなったため、129,775千円を減損損失として計上することにいたしました。

・翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当連結会計年度において、減損損失を計上したため、当初予定していた翌連結会計年度ののれん償却額は発生しません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当連結財務諸表の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

当社は早期退職者の募集、事業譲渡及び支店廃止等に伴い、従業員数が著しく減少し、退職給付に係る連結財務諸表項目の重要性が乏しくなったため、第2四半期連結会計期間より退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。

当該会計上の見積りの変更により、第2四半期連結会計期間において「退職給付に係る負債」が42,315千円、「退職給付に係る調整累計額」が4,618千円それぞれ減少したため、当該減少額合計の73,101千円を「退職給付に係る負債戻入額(特別利益)」に計上しております。なお、当該「退職給付に係る調整累計額」に係る繰延税金負債を14,578千円取崩し、法人税等調整額に同額を計上しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、経済や企業活動に広範囲の影響を与えており、今後の広がりや収束時期等を正確に予測するのは困難な状況にあり、今現在も当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を受けております。

当社及び当社グループとしては、現時点で入手可能な情報に基づき見積もりを行っておりますが、積極的な攻めの営業ができない状況が悪化の方向へ進行していった場合は、保有財産の減損損失の判定等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務はありません。

2 保証債務

金融機関からの借入に対する債務保証及び保証予約はありません。

3 受取手形割引高

該当事項はありません。

4 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

5 偶発債務

2021年3月末において、商品先物取引の受託に関して、当社及び当社グループを被告とする損害賠償請求件数が17件（請求額1,484,487千円）となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社及び当社グループは不法行為が無かったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

6 固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	226,998千円
無形固定資産の減価償却累計額	68,761

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度	
(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
役員報酬	157,507千円
従業員給与	547,084
地代家賃	351,969
支払手数料	223,795

2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
本社	開発用PC、事務所他	建物附属設備、什器備品
第一プレミア証券 本社	事務所他	建物附属設備
-	その他	のれん

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。なお、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社グループは、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。その内訳は、建物附属設備2,721千円、器具及び備品7,930千円であります。また、遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており、減損損失は239千円であります。

連結子会社第一プレミア証券株式会社において、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しておりましたが、事業計画の見直しを行った結果、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、減損損失を129,775千円計上しております。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は、備忘価額1円として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

当連結会計年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	131,914千円
組替調整額	-
税効果調整前	131,914
税効果額	38,008
その他有価証券評価差額金	93,906
その他の包括利益合計	93,906

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	16,227,207	3,850,000	-	20,077,207
合計	16,227,207	3,850,000	-	20,077,207
自己株式				
普通株式(注)2.	789,942	84	-	790,026
合計	789,942	84	-	790,026

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加3,850,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加84株は、単元未満株の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	77,186	5	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	2,334,471千円
預入期間が3か月を超える定期預金	420,000
商品取引責任準備預金	25,530
現金及び現金同等物	1,888,940

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに第一プレミア証券株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産負債の内訳並びに第一プレミア証券株式会社株式の取得価額と第一プレミア証券株式会社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	3,869,527	千円
固定資産	17,823	"
のれん	141,572	"
流動負債	3,626,227	"
固定負債	6,294	"
特別法上の準備金	16,401	"
株式の取得価額	380,000	"
現金及び現金同等物	270,801	"
差引:取得のための支出	109,198	"

3 現金及び同等物を対価とする事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループの事業の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による支出は次のとおりであります。

流動資産	9,623,759	千円
固定資産	105,967	"
流動負債	9,623,759	"
事業分離における移転利益	793,032	"
事業の譲渡価額	899,000	"
現金及び現金同等物	-	"
差引:事業譲渡による収入	899,000	"

4 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	85千円

クラウドバンク株式会社株式の現物出資による第三者割当増資

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式の現物出資による資本金増加額	286,825千円
株式の現物出資による資本準備金増加額	286,825千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社における器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	270,439千円
1年超	67,609千円
合計	338,049千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループは、個人投資家を対象とした株式委託売買業務、外国為替委託売買業務、並びに先物委託業務等の商品先物取引事業をおこなっております。

委託者未収金は、商品市場における取引に基づいて発生する委託者に対する未収金であり委託者の信用リスクに晒されております。

委託者からの取引の証拠金は、差入保証金としてアウトハウス型クリアリングハウスである株式会社日本商品清算機構へ預託しておりますので、リスクはほとんどないと認識しております。

未収入金は、株式会社日本商品清算機構との場勘定、未収委託手数料等であります。

長期差入保証金は、株式会社日本商品清算機構等への預託金であります。

未払金は株式会社日本商品清算機構との場勘定等であります。

預り証拠金及び預り証拠金代用有価証券は委託者より取引の証拠金として受け入れたものであります。

委託者差金は、商品取引清算機関を経由して受払いをした委託者の計算による未決済建玉に係る約定差金及び帳入差金であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。発行体の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

出資金は、商品先物取引法により定められているもので、リスクはほとんどないと認識しております。

固定化営業債権は、2020年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金であり、委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、元従業員に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社ビルに対するものであります。賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長で2年であります。

預り金は、主に従業員に対するものであります。

デリバティブ取引は、商品先物取引及びオプション取引については受託業務を円滑に実施し、商品先物市場の機能維持を主たる目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、信用リスクに関する管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、社内規程に従って行っており、商品先物市場における建玉数量は各商品取引所の市場管理要綱の定める数量の範囲内とし、取引全体の投資限度額は社内規程の定める基準の範囲内としております。担当責任者は日々の業務終了時に、担当部署から報告資料の提出を受け、社内規程等を遵守しているか確認しております。

また、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

市場価格の変動リスク以外の市場リスクの影響を受けるその他の金融商品については、各リスク係数の変動に対する感応度の重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採

用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,334,471	2,334,471	-
(2) 委託者未収金	503	503	-
(3) 差入保証金	1,832,257	1,832,257	-
(4) 委託者差金	976	976	-
(5) 未収入金	93,576	93,576	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	1,628,741	1,628,741	-
(7) 出資金	55,431	55,431	-
(8) 長期差入保証金	32,891	32,891	-
(9) 固定化営業債権 貸倒引当金()	1,064,472 1,051,857		
	12,615	12,615	-
(10) 破産更生債権 貸倒引当金()	9,282 9,282		
	-	-	-
(11) 敷金保証金	206,533	206,533	-
資産計	6,197,998	6,197,998	-
(1) 支払手形及び買掛金	19,719	19,719	-
(2) リース債務 (流動負債)	85	78	6
(3) 未払金	42,411	42,411	-
(4) 未払法人税等	17,169	17,169	-
(5) 証券業における預り金	336,209	336,209	-
(6) 預かり証拠金	19,906	19,906	-
(7) 預かり証拠金 代用有価証券	24,853	24,853	-
負債計	2,501,460	2,501,453	6

()個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 委託者未収金、(3) 差入保証金、(4) 委託者差金、(5) 未収入金、(7) 出資金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(6) 投資有価証券・その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 長期差入保証金、(9) 固定化営業債権、(10) 破産更生債権、(11) 敷金保証金

これらは、与信管理・信用リスク等を加味して時価を算定しております。また、固定化営業債権や破産更生債権は、担保・保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 証券業における預り金、(6) 預かり証拠金、(7) 預かり証拠金代用有価証券

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2)リース債務

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	100

これらについては、市場価額がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)投資有価証券・其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

金銭債権については、ほぼ全てが1年以内の償還予定となっております。

なお、満期のある有価証券は保有しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	85	-	-	-	-	-
合計	85	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,054,991	909,768	145,223
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,054,991	909,768	145,223
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	573,749	573,774	24
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	573,749	573,774	24
合計		1,628,741	1,483,542	145,198

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額100千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

- 4 . 売却したその他有価証券
当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。
- 5 . 売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。
- 6 . 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
- 7 . 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度を設けております。また、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

なお、当社は当連結会計年度より退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算を原則法から簡便法に変更しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	238,486千円
退職給付費用	4,352
原則法から簡便法への変更に伴う振替額	195,957
退職給付の支払額	103,796
制度への拠出額	56,767
退職給付に係る負債の期末残高	113,682

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	118,144千円
年金資産	231,826
	113,682
非積立型制度の退職給付債務	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113,682
退職給付に係る資産	113,682
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	113,682

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 34,839千円

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)1	597,258千円
商品取引責任準備金	3,359
金融商品証券取引責任準備金	775
貸倒引当金	357,981
訴訟損失引当金	92,817
減損損失	79,341
資産除去債務	8,243
賞与引当金	765
その他	178,583
繰延税金資産小計	1,319,127
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)1	597,258
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	687,058
評価性引当額小計	1,284,317
繰延税金資産合計	34,809
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	44,459
退職給付に係る資産	34,809
繰延税金負債合計	79,269
繰延税金資産の純額	44,459

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	22,145	11,251	-	112,932	450,929	597,258
評価性引当額	-	22,145	11,251	-	112,932	450,929	597,258
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	-%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-
住民税均等割	-
訴訟関連損失引当金	-
その他	-

(注)当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 OKプレミア証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

2021年3月29日にOKプレミア証券株式会社から第一プレミア証券株式会社へ社名変更を行いました。

企業結合を行った主な理由

金融商品取引業の第一種及び第二種の登録並びに商品先物取引業の認可取得をしており、株式の現物・信用取引、証券取引「日経225先物」、外国為替取引「くりっく365」、及び商品先物取引の3種類の異なるデリバティブ取引を経験豊富なコンシェルジュ（投資アドバイザー）のサポートを受けながら取引できることを特長としており、すべての金融商品のオンライン並びに対面での総合的取引ができる証券会社と一緒にすることで、多種多様な金融商品を提供できる体制をとるために行っております。

企業結合日

2020年6月30日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

第一プレミア証券株式会社

2021年3月29日に社名変更を行いました。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、全株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	350,000千円
取得の対価	借入金の引受	30,000千円
取得原価		380,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 15,400千円

(4) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

141,572千円

発生原因

第一プレミア証券株式会社が、対面販売だけでなくオンラインでの取扱量が増えることを期待した超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

9年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	3,869,527	千円
固定資産	17,823	
資産合計	3,887,350	
流動負債	3,626,227	
固定負債	6,294	
特別法上の準備金	16,401	
負債合計	3,648,923	

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	925,283	千円
営業損失()	1,378,996	"
経常損失()	1,380,804	"
税金等調整前当期純損失()	1,015,370	"
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,006,064	"
1株当たり当期純損失()	60.77	円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

事業分離

(1) 企業結合の概要

分離先企業の名称

日産証券株式会社

分離した事業の内容

商品先物取引業の一部(東京商品取引所(TOCOM)貴金属市場、ゴム市場、農産物市場の取引銘柄)

事業分離を行った主な理由

当社が運営する商品先物取引業の事業は、本年7月に金をはじめとする貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が、東京商品取引所(TOCOM)から大阪取引所(OSE)へ移管されましたが、過去の決算において不適切な会計処理行為等が行われていたため、第一種金融商品取引業としての登録及び大阪取引所(OSE)の取引参加者資格の取得が得られる見込みが立たないことから、当社の事業に係る顧客が取引を行えなくなる事を防ぐため、日産証券と事業譲渡の行儀を進め事業譲渡の合意に至りました。

事業分離日

2020年7月20日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

793,032千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産	9,623,759	千円
固定資産	105,967	千円
資産合計	9,729,726	千円
流動負債	9,623,759	千円
負債合計	9,623,759	千円

会計処置

譲渡する事業に関する投資は生産されたものとみて、譲渡したことにより受け取った対価とる財産の時価と、譲渡した事業に係る株主資本相当額との差額を評価損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社は投資・金融サービス事業の単一セグメントであります。

(4) 四半期連結累計機関における四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益 418,351千円

営業損失 402,414千円

(資産除去債務関係)

当社グループは不動産賃貸借契約に基づき使用するオフィスに対して、退去時における原状回復義務を有しております。当該資産除去債務に関しては、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び当社グループは、賃貸用の不動産を保有しておりません。

(公共施設等運営事業関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社は、「収益認識に関する会計基準」、「収益認識に関する会計基準の適用指針」及び「金融商品の時価などの開示に関する適用指針」の早期適用を行っておりません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

a. 報告セグメントの概要

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社及び当社グループは、商品先物取引関連業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

b. 関連情報

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

商品先物取引関連事業の営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社及び当社グループは、商品先物取引関連業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社及び当社グループは、商品先物取引関連業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社及び当社グループは、商品先物取引関連業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社及び当社グループは、商品先物取引関連業を主業務とする投資・金融サービス事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社役員が議決権の過半数を所有している会社	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(注)	東京都千代田区	9,500	株価算定・開示支援等	(所有) 直接 100.0	子会社役員が議決権の過半数を所有している会社	株価算定・開示支援他	13,000	支払手数料	-

(注) 1. 当社の子会社である第一プレミア証券株式会社の取締役である能勢元氏が議決権の100%を保有しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、当該企業の同業他社と取引する場合の条件を参考として決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	285円25銭
1株当たり当期純損失()	60円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失	
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	996,135
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	996,135
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,555

(重要な後発事象)

(新株予約権の払込完了に関して)

当社は、2021年3月16日開催の取締役会にて決議いたしました第三者割当による第1回新株予約権の発行について、2021年4月15日に、発行価格の総額(17,965,500円)の払込完了を確認しております。

今後全ての新株予約権が行使された場合は、1,345,200,000円の資金を調達することとなります。

今後の経過等、新株予約権の行使が行われた場合に必要に応じて適宜開示を行います。

<概要>

新株予約権の総数	88,500個
発行価格	総額17,965,500円(新株予約権1個当たり203円)
資金調達額	1,363,165,500円 (内訳) 新株予約権発行分 17,965,500円 新株予約権行使分 1,345,200,000円

(新株予約権の行使に関して)

当連結会計年度終了後、当社が2021年4月15日に発行した第1回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。

2021年4月1日から2021年6月29日までの当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権個数 8,500個
- (2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式850,000株
- (3) 資本金増加額 65,462千円
- (4) 資本準備金増加額 65,462千円

(訴訟の提起に関して)

当社は、2021年4月14日の「(開示事項の経過)改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)及び損害賠償請求に関するお知らせ」により、旧経営陣5名に対し、損害賠償請求訴訟を2021年5月14日に東京地方裁判所に提起しました。今後の経過等、必要に応じて適宜開示を行います。

(課徴金納付命令に関して)

当社が2020年5月1日に提出した有価証券報告書の訂正に対して、2021年6月18日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する600万円の課徴金納付命令を発出するように勧告を行った旨が公表されました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成は省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	-	663,910	740,591	829,929
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円)	-	203,738	638,693	1,005,513
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()(千円)	-	195,573	630,611	996,135
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	-	12.67	40.27	60.17

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	-	34.99	27.01	18.95

当社は第1四半期連結会計期間末より連結を開始し、四半期連結財務諸表の作成を開始している為、第1四半期の記載はありません。

決算日後の状況

当社は2021年6月29日に開催した取締役会で、資本事業提携契約書を締結したクラウドバンク株式会社のグループ会社が運営する匿名組合に出資することを決議いたしました。金額は300百万となっております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 4,407,215	1 2,119,789
委託者未収金	2 66,832	2 503
商品	637,881	987,953
貯蔵品	1,704	631
前払費用	56,314	27,434
保管有価証券	1 1,952,785	1 838
差入保証金	8,240,133	19,906
委託者差金	3 2,449,887	3 -
未収入金	275,133	6 53,146
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	6 30,000
その他	14,122	2,122
貸倒引当金	8,521	-
流動資産合計	18,093,486	3,242,325
固定資産		
有形固定資産		
建物	402,576	249,437
減価償却累計額	324,019	193,581
建物(純額)	78,556	55,855
構築物	22,136	976
減価償却累計額	22,136	976
構築物(純額)	0	0
車両	48,861	4,263
減価償却累計額	39,772	2,164
車両(純額)	9,089	2,099
器具及び備品	46,078	18,611
減価償却累計額	46,078	18,611
器具及び備品(純額)	0	0
土地	361,296	330,313
リース資産	5,213	194
減価償却累計額	5,213	194
リース資産(純額)	0	0
有形固定資産合計	448,942	388,267
無形固定資産		
電話加入権	0	0
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	20,140	1,628,841
出資金	55,350	9,700
関係会社株式	-	199,219
前払年金費用	-	113,682
長期差入保証金	400,081	-
従業員に対する長期貸付金	2,223	-
関係会社長期貸付金	-	6,100,000
固定化営業債権	1,070,152	1,064,472
破産更生債権等	9,282	9,282
長期前払費用	0	0
敷金及び保証金	603,820	206,533
その他	4,005	66,655
貸倒引当金	1,065,587	1,061,139
投資その他の資産合計	1,099,468	2,337,247
固定資産合計	1,548,411	2,725,514
資産合計	19,641,898	5,967,840
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,276	19,719
リース債務	2,247	85
未払金	1,729	799
未払費用	40,391	4,570
未払法人税等	347,470	16,009
預り金	10,140	3,385
賞与引当金	84,236	2,500
役員賞与引当金	20,000	-
訴訟損失引当金	202,110	303,128
特別調査費用引当金	172,794	36,000
事業整理損失引当金	-	1,094
預り証拠金	10,604,110	19,906
預り証拠金代用有価証券	1,952,785	838
その他	15,339	2,570
流動負債合計	13,468,632	410,607
固定負債		
リース債務	528	-
繰延税金負債	3,015	44,459
退職給付引当金	238,486	-
その他	116	-
固定負債合計	242,146	44,459
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	4,29,832	4,10,970
特別法上の準備金合計	29,832	10,970
負債合計	13,740,611	466,038

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,693,150	2,979,975
資本剰余金		
資本準備金	2,629,570	2,916,395
その他資本剰余金	12,280	12,280
資本剰余金合計	2,641,850	2,928,675
利益剰余金		
利益準備金	336,150	336,150
その他利益剰余金		
別途積立金	1,000,000	300,000
繰越利益剰余金	530,739	897,766
利益剰余金合計	805,410	261,616
自己株式	245,957	245,971
株主資本合計	5,894,454	5,401,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,832	100,738
評価・換算差額等合計	6,832	100,738
純資産合計	5,901,287	5,501,802
負債純資産合計	19,641,898	5,967,840

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
受取手数料	1 4,324,672	1 418,351
売買損益	2 301,639	2 133,211
営業収益合計	4,626,312	551,562
営業費用		
人件費	3 1,674,166	3 683,463
広告宣伝費	229,044	18,392
旅費及び交通費	91,571	25,725
取引所関係費	4 55,873	4 15,838
情報通信料	74,806	62,799
通信費	70,196	29,782
器具備品使用料	107,347	94,748
地代家賃	514,670	316,622
減価償却費	27,467	45,116
訴訟関連費用	260,040	198,187
その他	414,696	442,663
営業費用合計	3,519,881	1,843,105
営業利益又は営業損失()	1,106,431	1,291,542
営業外収益		
受取利息	135	846
受取配当金	696	656
貸倒引当金戻入額	9,569	1,944
為替差益	-	103
有価証券売却益	-	147
倉荷証券保管料	10,784	1,550
その他	1,822	4,986
営業外収益合計	23,007	10,234
営業外費用		
支払利息	60	11
為替差損	237	-
敷金償却費	-	800
株式交付費	0	11,750
その他	31	0
営業外費用合計	330	12,562
経常利益又は経常損失()	1,129,109	1,293,871

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	5,162	5,451
商品取引責任準備金戻入額	165,353	30,796
投資有価証券売却益	74,291	-
退職給付引当金戻入額	-	73,101
事業譲渡益	-	793,032
特別利益合計	239,807	901,442
特別損失		
固定資産除売却損	6,117	6,264
商品取引責任準備金繰入額	168,394	11,934
特別調査費用引当金繰入額	172,794	-
事業整理損失引当金繰入額	-	355,821
減損損失	7,37,785	7,447
リース解約損	3	-
投資有価証券評価損	3,474	-
上場契約違約金	-	20,000
子会社株式評価損	-	216,154
特別損失合計	382,570	607,007
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	986,346	999,436
法人税、住民税及び事業税	248,467	4,982
法人税等調整額	-	14,578
法人税等合計	248,467	9,595
当期純利益又は当期純損失()	737,878	989,840

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	1,268,618	67,532
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益							737,878	737,878
自己株式の取得								
自己株式の処分			30,220	30,220				
別途積立金の取崩								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	30,220	30,220	-	-	737,878	737,878
当期末残高	2,693,150	2,629,570	12,280	2,641,850	336,150	1,000,000	530,739	805,410

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	305,242	5,127,511	6,805	6,805	5,134,317
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当					-
当期純利益		737,878			737,878
自己株式の取得					-
自己株式の処分	59,285	29,064			29,064
別途積立金の取崩					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26	26	26
当期変動額合計	59,285	766,942	26	26	766,969
当期末残高	245,957	5,894,454	6,832	6,832	5,901,287

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,693,150	2,629,570	12,280	2,641,850	336,150	1,000,000	530,739	805,410
当期変動額								
新株の発行	286,825	286,825		286,825				
剰余金の配当							77,186	77,186
当期純利益							989,840	989,840
自己株式の取得								
自己株式の処分								
別途積立金の取崩						700,000	700,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	286,825	286,825	-	286,825	-	700,000	367,026	1,067,026
当期末残高	2,979,975	2,916,395	12,280	2,928,675	336,150	300,000	897,766	261,616

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	245,957	5,894,454	6,832	6,832	5,901,287
当期変動額					
新株の発行		573,650			573,650
剰余金の配当		77,186			77,186
当期純利益		989,840			989,840
自己株式の取得	14	14			14
自己株式の処分					-
別途積立金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			93,906	93,906	93,906
当期変動額合計	14	493,391	93,906	93,906	399,485
当期末残高	245,971	5,401,063	100,738	100,738	5,501,802

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22年～47年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり、損失見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

特別調査費用引当金

過年度における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査費用、それに伴う訂正報告書等の作成依頼費用及び課徴金の支払のため、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故の損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

7. 営業収益の計上基準

受取手数料

商品先物取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

オプション取引

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

商品ファンド

取引成立日に計上しております。

売買損益 - 商品先物取引売買損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(訴訟損失引当金)

1. 科目名および当事業年度計上額

勘定科目	当年度計上額
訴訟損失引当金	303,128千円

2. 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社においては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性がございます。

(子会社株式)

1. 貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 199,219千円

2. その他の情報

関係会社株式のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式については、実質価額が期末直前の貸借対照表価額と比較して著しく低下している場合、回復可能性の判定を行った上で減損要否の判定を行っております。尚、超過収益力等を加味して取得した子会社株式については、実質価額の算定に当たって超過収益力を含めております。

このように、超過収益力を含む実質価額の評価や回復可能性の判定には経営者の判断が含まれることから、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、経済や企業活動に広範囲の影響を与えており、今後の広がりや収束時期等を正確に予測するのは困難な状況にあり、今現在も当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を受けております。

当社及び当社グループとしては、現時点で入手可能な情報に基づき見積もりを行っておりますが、積極的な攻めの営業ができない状況が悪化の方向へ進行していった場合は、保有財産の減損損失の判定等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

イ.担保資産

担保資産の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
定期預金	420,000千円	- 千円

担保資産に対応する債務の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	420,000千円	- 千円
借入実行残高	-	-
差引額	420,000	-

当事業年度中に上記の当座貸越契約が終了したため、当事業年度末の担保資産及び当座貸越極度額を零として記載しております。

ロ.預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保管有価証券	1,952,785千円	838千円

ハ. 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額はありません。

同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額はありません。

2 委託者未収金及び固定化営業債権のうち無担保未収金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
無担保未収金	1,101,420千円	1,011,779千円

3 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。

この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上でこれらを合計して算出したものであります。

4 商品取引責任準備金の積立は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

5 偶発債務

2020年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が12件(請求額839,798千円)となっております。

2021年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が14件(請求額1,347,347千円)となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

6 関係会社に対する債権・債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	- 千円	232 千円
1年内回収予定の長期貸付金	-	30,000
長期貸付金	-	100,000

(損益計算書関係)

1 受取手数料の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
商品先物取引	4,322,905千円	417,268千円
現金決済取引	1,767	1,082
計	4,324,672	418,351

2 売買損益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
商品先物取引	千円	千円
売買損益	22,151	-
評価損益	268	-
商品売買損益	324,059	133,211
計	301,639	133,211

3 人件費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	166,512千円	96,001千円
従業員給与	1,096,343	507,089
賞与	61,257	14,447
賞与引当金繰入額	84,236	2,500
役員賞与引当金繰入	20,000	-
退職給付費用	26,743	34,839
福利厚生費	219,073	98,264
計	1,674,166	683,463

4 取引所関係費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
取引所会費	30,598千円	15,829千円
その他取引所関係費	25,275	9
計	55,873	15,838

5 残余資産分配金は、当社が加入していた任意団体が解散したことによる資産の分配金であります。

6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
器具及び備品	- 千円	200千円
車両	162	4,311
計	162	4,511

7 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	0千円	1,801千円
車両	117	847
構築物	0	0
器具及び備品	0	0
計	117	2,649

8 当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
本社	イントラサーバー他	器具及び備品、長期前払費用
広島支店	車両	車両

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、器具及び備品33,590千円、長期前払費用4,007千円、車両53千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地134千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類
兵庫県洲本市他	遊休資産	土地
本社	開発用PC	什器備品

当社は、全社を一つの資産グループとしております。

当社は、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

その内訳は、什器備品208千円であります。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、土地239千円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

9 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸付金利息	- 千円	貸付金利息 779千円
地代家賃	-	地代家賃 211

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社における器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	270,439千円
1年超	67,609千円
合計	338,049千円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は199,219千円でありま
す。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	241,624千円	464,509千円
商品取引責任準備金	9,134	3,359
貸倒引当金	361,391	357,981
特別調査費用引当金	52,909	-
退職給付引当金	73,024	-
訴訟損失引当金	61,886	92,817
減損損失	103,405	74,974
資産除去債務	26,109	8,243
賞与引当金	25,793	765
未払事業税	14,813	-
その他	6,862	244,684
繰延税金資産小計	976,955	1,247,336
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	241,624	463,130
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	735,330	749,396
評価性引当額小計	976,955	1,212,526
繰延税金資産合計	-	34,809
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,015	44,459
前払年金費用		34,809
繰延税金負債合計	3,015	79,269
繰延税金負債の純額	3,015	44,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.4	-
住民税等均等割額	1.8	-
評価性引当額の増減額	16.8	-
訴訟関連損失引当金	-	-
その他	1.8	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.2	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の払込完了に関して)

当社は、2021年3月16日開催の取締役会にて決議いたしました第三者割当による第1回新株予約権の発行について、2021年4月15日に、発行価格の総額(17,965,500円)の払込完了を確認しております。

今後全ての新株予約権が行使された場合は、1,345,200,000円の資金を調達することとなります。

今後の経過等、新株予約権の行使が行われた場合に必要に応じて適宜開示を行います。

<概要>

新株予約権の総数	88,500個
発行価格	総額17,965,500円(新株予約権1個当たり203円)
資金調達額	1,363,165,500円 (内訳) 新株予約権発行分 17,965,500円 新株予約権行使分 1,345,200,000円

(新株予約権の行使)

当事業年度終了後、当社が2021年4月15日に発行した第1回新株予約権について、新株予約権の行使が行われております。

2021年4月1日から2021年6月29日までの当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 行使された新株予約権個数 8,500個
- (2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式850,000株
- (3) 資本金増加額 65,462千円
- (4) 資本準備金増加額 65,462千円

(訴訟の提起に関して)

当社は、2021年4月14日の「(開示事項の経過)改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)及び損害賠償請求に関するお知らせ」により、旧経営陣5名に対し、損害賠償請求訴訟を2021年5月14日に東京地方裁判所に提起しました。今後の経過等、必要に応じて適宜開示を行います。

(課徴金納付命令に関して)

当社が2020年5月1日に提出した有価証券報告書の訂正に対して、2021年6月18日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する600万円の課徴金納付命令を発出するように勧告を行った旨が公表されました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)	期末取得原価 (千円)
有形固定資産							
建物	78,556	-	21,160	3,048	55,855	107,772	163,627
構築物	0	-	0	-	0	976	976
車両	9,089	-	4,391	2,598	2,099	2,164	4,263
器具及び備品	0	223	208 (208)	14	0	18,611	18,611
土地	361,296	-	30,744 (239)	-	330,313	-	330,313
リース資産	0	-	0	-	0	194	194
有形固定資産計	448,942	223	56,503 (447)	5,662	388,267	129,717	517,984
無形固定資産							
電話加入権	0	-	-	-	0	-	0
ソフトウェア	0	-	-	0	0	47,412	47,412
リース資産	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産計	0	-	-	0	0	47,412	47,412

(注1) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 「器具及び備品」の「当期増加額」の主なものは、開発用PC等購入によるものであります。

【引当金及び特別法上の準備金の明細】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	1,074,109	1,061,139	1,074,109	1,061,139
特別調査費用引当金	172,794	-	136,794	36,000
事業整理損失引当金	-	1,094	-	1,094
賞与引当金	84,236	2,500	84,236	2,500
役員賞与引当金	20,000	-	20,000	-
訴訟損失引当金	202,110	303,128	202,110	303,128
退職給付引当金	238,486	-	238,486	-
商品取引責任準備金	29,832	10,970	29,832	10,970

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

当社は2021年6月29日に開催した取締役会で、資本事業提携契約書を締結したクラウドバンク株式会社のグループ会社が運営する匿名組合に出資することを決議いたしました。金額は300百万となっております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告が行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。(URL http://www.dai-ichi.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第48期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第49期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

(第49期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

(第49期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年12月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2021年3月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権証券の発行)に基づく臨時報告書であります。

2021年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

2021年5月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2020年5月1日関東財務局長に提出

(第44期)(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(第45期)(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(第46期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(第47期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2020年11月30日関東財務局長に提出

(第48期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

以上の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(6) 内部統制報告書の訂正報告書

2020年5月1日関東財務局長に提出

(第44期)(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(第45期)(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(第46期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(第47期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

以上の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2020年5月1日関東財務局長に提出

(第47期第1四半期)(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

(第47期第2四半期)(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

(第47期第3四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

(第48期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

(第48期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

(第48期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年11月30日関東財務局長に提出

(第49期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(第49期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

以上の四半期報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

2021年3月26日関東財務局長に提出

2021年4月30日関東財務局長に提出

それぞれ2021年3月16日提出の臨時報告書(新株予約権証券の発行)に係る訂正報告書であります。

- (9) 有価証券届出書及びその添付書類
 - (第三者割当増資) 2020年11月30日関東財務局長に提出
 - (第三者割当新株予約権証券の発行) 2021年3月16日関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正報告書
 - 2021年3月26日関東財務局長に提出
 - 2021年3月16日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

第一商品株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
----------------	-------	-------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印
----------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

第一プレミア証券株式会社に関するのれんを含む固定資産グループの減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(連結損益計算書関係)」に記載されている通り、会社は、当連結会計年度において、第一プレミア証券株式会社に関するのれんを含む固定資産グループについて140,218千円の減損損失を計上している。</p> <p>会社は、減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。会社は、固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、その資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌連結会計年度以降の事業計画に基づいて算定している。</p> <p>第一プレミア証券株式会社に関するのれんを含む固定資産グループに関する減損損失の計上額の金額的重要性が高く、また、当該減損損失計上の根拠となった事業計画は、経営者による主観的な判断を必要とし不確実性が高いため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、第一プレミア証券株式会社に関するのれんを含む固定資産グループの減損処理の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 ・経営者が構築した固定資産の減損に関連する内部統制を検討した。</p> <p>(2)将来キャッシュ・フローの見積の基礎となる事業計画の合理性の評価 ・経営者の事業計画に関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。</p> <p>・経営者が採用した重要な仮定に関して、第一プレミア証券株式会社株式取得時の事業計画と実績値との乖離原因の分析等を踏まえ合理性を検証した。</p> <p>・経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。</p> <p>・経営者の計算方法、計算結果につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一商品株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、第一商品株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制、決算・財務統制プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

第一商品株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
----------------	-------	-------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印
----------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一商品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

第一プレミア証券株式会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(損益計算書関係)」に記載されている通り、会社は、当事業年度において、第一プレミア証券株式会社株式につき216,154千円の評価損を計上している。</p> <p>会社は子会社株式の評価については、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した子会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に取得時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、評価減処理の要否を判断している。</p> <p>第一プレミア証券株式会社株式に関する評価損失の金額的重要性が高く、また、当該評価損失計上のための重要な計算要素である超過収益力の評価は、経営者による主観的な判断を必要とし不確実性が高いことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、第一プレミア証券株式会社株式の評価における重要計算要素である超過収益力は、連結財務諸表上は「のれん」として計上されている。当監査法人は連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項に記載の監査上の対応を行う等、のれんを含めた第一プレミア証券株式会社株式に関する経営者の評価の合理性を検討した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。